

# 消費税転嫁対策特別措置法

公正取引委員会



# 目次

## ＜概要資料＞

- 資料 1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法（概要）…………… 1
- 資料 2 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法及びガイドライン等について…………… 2
- 資料 3 リーフレット「消費税転嫁対策特別措置法について」…………… 2 4

## ＜法律・政令＞

- 資料 4 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法…………… 2 6
- 資料 5 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法施行令…………… 3 6

## ＜公正取引委員会規則＞

- 資料 6－1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する  
行為の是正等に関する特別措置法第 2 条第 1 項第 1 号の大規模小売事  
業者を定める規則…………… 4 0
- 資料 6－2 消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共  
同行為の届出に関する規則…………… 4 1

## ＜内閣府令＞

- 資料 7 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法第 8 条第 3 号の規定による消費税に関連して取引  
の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令…………… 5 4

## ＜ガイドライン＞

- 資料 8－1 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独  
占禁止法及び下請法上の考え方（公正取引委員会）…………… 5 5
- 資料 8－2 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（消費者庁）…………… 6 8
- 資料 8－3 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止  
措置に関する考え方（財務省）…………… 7 2
- 資料 8－4 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示  
防止法の適用除外についての考え方（消費者庁）…………… 7 4

## 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法(概要)

### <目的>

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

**<概要>** ※本法は平成25年10月1日から施行し、平成33年3月31日限りでその効力を失う。  
(法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長された。)

### 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

**特定事業者** (①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者)  
**特定供給事業者** (①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等)

#### 1. 特定事業者の遵守事項(特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。)

- (1) 減額・買いたたき (2) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- (3) 本体価格での交渉の拒否 (4) 報復行為

#### 2. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

- (1) 報告・検査(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (2) 指導・助言(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (3) 措置請求(主務大臣・中小企業庁長官)
- (4) 勧告・公表(公正取引委員会)

### 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

**事業者の遵守事項**(事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。)

- (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
  - (2) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
  - (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるもの
- ※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施

### 第3 価格の表示に関する特別措置

- 1 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)。

※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

- 2 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第5条(不当表示)の規定は適用しない。

### 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

**転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届出制)**

○**転嫁カルテル**=**転嫁の方法の決定に係る共同行為** (例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定)

○**表示カルテル**=**表示の方法の決定に係る共同行為** (例：価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定)

### 国等の責務

#### 1 国民に対する広報の徹底

国は、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

#### 2 通報した者の保護等に関する万全の措置

国は、本法違反行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

#### 3 調査、監視を行うための万全な態勢の整備

国及び都道府県は、国民に対する広報、本法違反行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための  
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する  
特別措置法及びガイドライン等について

# 法律の目的及び概要

## 1. 目的

平成26年4月及び平成31年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

## 2. 概要

### 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

### 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

＜平成25年10月1日から施行し、平成33年3月31日限りでその効力を失う。＞

（法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長された。）

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

## 1. 法律の対象となる事業者

|   | 特定事業者（転嫁拒否等をする側）（買手）                       | 特定供給事業者（転嫁拒否等をされる側）（売手）                |
|---|--------------------------------------------|----------------------------------------|
| ① | 大規模小売事業者                                   | 大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者<br>(注2)    |
| ② | 右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者<br>(注1) | ○ 資本金等の額が3億円以下の事業者<br>○ 個人事業者等<br>(注2) |

(注1) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当する。

(注2) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当する。

## 2. 大規模小売事業者の定義（公正取引委員会規則）

○ 特定事業者となる「大規模小売事業者」（公正取引委員会規則で定めるもの）

一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの

① 前事業年度における売上高が100億円以上である者

② 次のいずれかの店舗を有する者

- ・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上 ・ その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上
- (注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む（この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。）。

## 3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

### (1) 消費税の転嫁拒否等の行為

#### ① 減額、買いたたき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
  - ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること
- #### ② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
  - ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

#### ③ 本体価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の申出を拒むこと

### (2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置②

## 4. 減額について

### (1) 減額とは

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと。

### (2) 具体例

○ 減額として問題となるのは、例えば次のような場合である。

(例1) 対価から消費税率上げ分の全部又は一部を減じる場合

(例2) 既に支払った消費税率上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

(例3) 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

(例4) リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

(例5) 消費税率上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

○ 減額としない「合理的な理由」がある場合としては、例えば次のような場合が該当する。

(例1) 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合

(例2) 一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し、当該取決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置③

## 5. 買いたたきについて

### (1) 買いたたきとは

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為。

### (2) 具体例

○ 買いたたきとして問題となるのは、例えば次のような場合である。

- (例1) 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- (例2) 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- (例3) 安売りセールを実施すること理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- (例4) 消費税の免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- (例5) 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- (例6) 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

○ 買いたたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

- (例1) 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合
- (例2) 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合
- (例3) 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

(注) 「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置④

## 6. 商品購入、役務利用又は利益提供の要請について

### (1) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請とは

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為。

- (注1) 特定事業者が供給する商品又は役務だけでなく、第三者の供給する商品又は役務を指定する場合も含む。
- (注2) 商品を購入させる場合等だけでなく、事実上、購入を余儀なくさせていると認められる場合も含む。

### (2) 具体例

- 商品購入、役務利用又は利益提供の要請となるのは、例えば次のような場合である。

#### 【商品購入、役務利用の要請】

- (例1) 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- (例2) 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分を購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- (例3) 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

#### 【利益提供の要請】

消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、

- (例1) 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- (例2) 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- (例3) 消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- (例4) 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- (例5) 金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

## 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置⑤

### 7. 本体価格での交渉の拒否について

- 本体価格（税抜価格）での交渉の拒否とは、商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。
- 特定事業者が明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。
  - （例1） 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合
  - （例2） 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置⑥

## 8. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

- (1) 報告・検査（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）  
特定事業者等に対して報告徴収，立入検査を行う。
- (2) 指導・助言（公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官）  
特定事業者に対して，違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。
- (3) 措置請求（主務大臣，中小企業庁長官）  
違反行為があると認めるときは，公正取引委員会に対して，適当な措置（勧告・公表）をとることを求めることができる。ただし，①違反行為が多数に対して行われている場合，②違反行為による不利益の程度が大さい場合，③違反行為を繰り返す高い蓋然性が高い場合，その他④消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実がある場合には措置請求を行うものとする。  
（※）報復行為については，④に該当する。
- (4) 勧告・公表（公正取引委員会）  
違反行為があると認めるときは，特定事業者に対して，速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他の必要な措置をとるよう勧告し，その旨を公表する。

（注1）主務大臣は，特定事業者又は特定供給事業者の事業を所管する大臣をいう。

（注2）公正取引委員会，主務大臣及び中小企業庁長官が行う指導内容の例として，以下のものがある。

①転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと， ②趣及的に消費税率上げ分を対価に反映させること

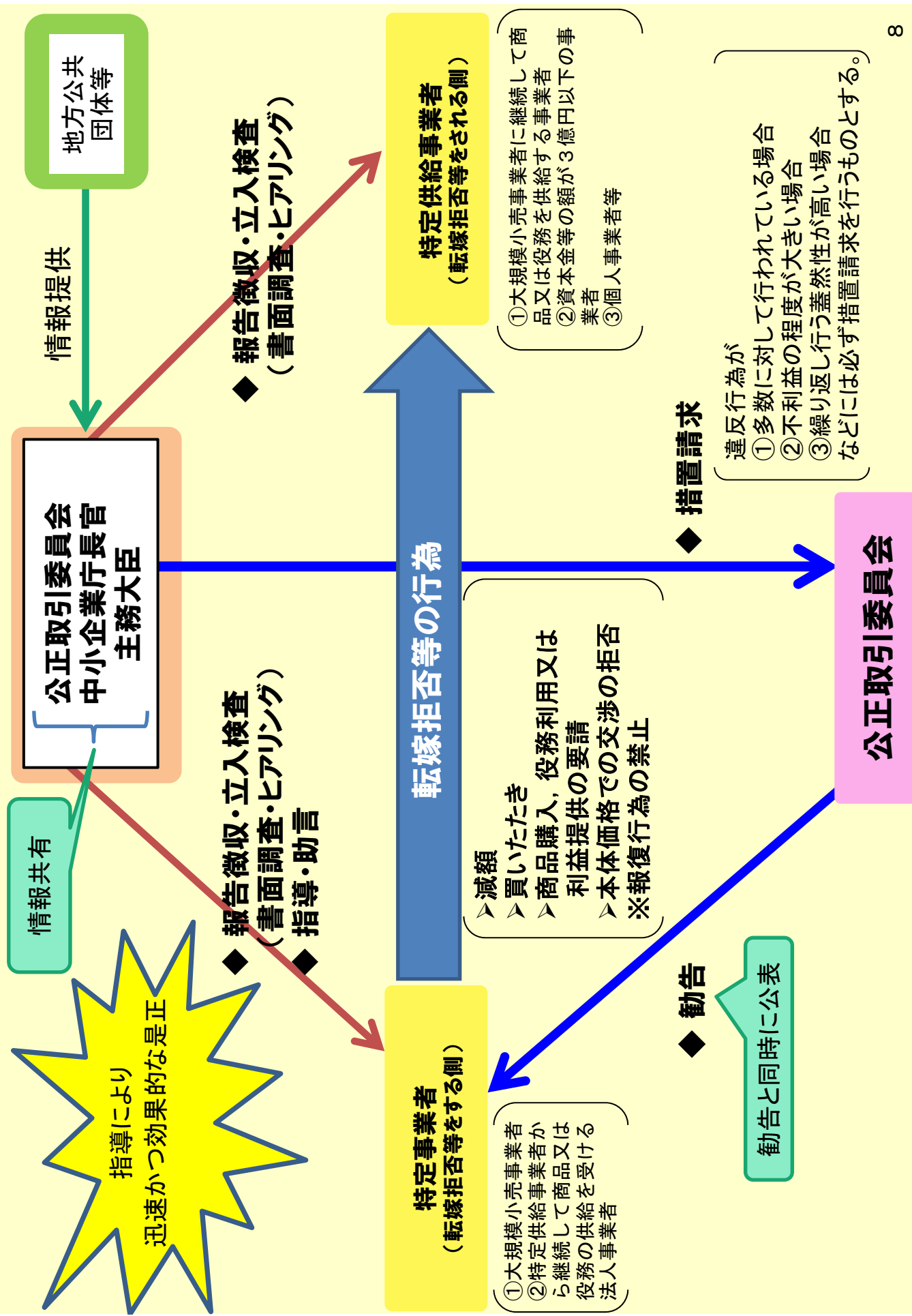
③転嫁と引き換えに購入させた商品を引き取り，商品の代金を返還すること

④役務の利用料又は提供を受けた利益を返還すること ⑤消費税を含まない価格で価格交渉を行うこと 等

（注3）特定事業者が公正取引委員会の勧告に従ったときは，独占禁止法による措置はとらない。

（注4）政令により，国土交通大臣の権限に属する事務のうち，建設業等を営む者の一部に関しては都道府県知事が行うこととする。

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム



## 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置①

### 1. 制度の趣旨

あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止する。

### 2. 事業者の遵守事項

事業者は、以下に掲げる消費税の転嫁を阻害する表示をしてはならない。

- (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- (2) 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

### 3. 消費税の転嫁を阻害する表示に対する指導、勧告等

- (1) 指導・助言（消費者庁長官、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官）  
事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。
- (2) 勧告・公表（消費者庁長官）  
違反行為があると認めるときは、事業者に対して、速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表する。

(注) 事業者が消費者庁長官の勧告に従ったときは、景品表示法による措置はとらない。

## 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置②

### 1. 消費税転嫁対策特別措置法第8条（本条）の適用対象となる者

本条の適用対象となる「事業者」については、景品表示法における「事業者」と同様であり、消費税の課税事業者に限られない。

### 2. 本条における「表示」

本条における「表示」については、景品表示法における「表示」と同様、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が対象となる。

なお、本条が予定する典型的な場面は、小売事業者による消費者向けの表示であるが、必ずしもそれに限られるものではなく、事業者間取引における表示（例えば、事業者向けのカタログやパンフレットの記載等）であっても、本条の対象となる。

### 3. 禁止される表示に関する基本的な考え方

本条は、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものである。なお、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかなか場合でなければ、禁止される表示には該当しない。

（注1）「消費税」といった文言を含む表現であっても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告でなければ禁止されることはない。

（注2）「消費税」という文言を含まない表現であっても、「増税」又は「税」などの文言を用いて実質的に消費税分を値引きする等の趣旨の宣伝や広告を行うことは、通常、禁止される。

## 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置③

### 4. 禁止される表示の具体例

#### (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- ア 「消費税は転嫁しません。」
- イ 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ウ 「消費税は転嫁していませんので、価格が安くなっています。」
- エ 「消費税はいただきません。」
- オ 「消費税は当店が負担しています。」
- カ 「消費税はおまけします。」
- キ 「消費税はサービス。」
- ク 「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ケ 「当店は消費税増税分を据え置いています。」

#### (2) 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- ア 「消費税率上昇分値引きします。」
- イ 「消費税8%分還元セール」
- ウ 「増税分は勉強させていただきます。」
- エ 「消費税率の引上げ分をシジにて値引きします。」

#### (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

- ア 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
- イ 「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ウ 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- エ 「消費税増税分を後でキャッシュバックします。」

### 5. 禁止されない表示の具体例

- (1) 消費税との関連がはっきりにしない「春の生活応援セール」「新生活応援セール」
- (2) たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」「3%還元」「3%ポイント還元」
- (3) たまたま消費税率と一致するだけの「10%値下げ」「8%還元セール」「8%ポイント進呈」

### 第3 価格の表示に関する特別措置①

#### 1. 制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者の事務負担への配慮の観点から、価格の表示について、特別措置を講ずる。

#### 2. 価格の表示に関する特別措置

- (1) 事業者は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例措置）。
- (2) (1)により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、税抜価格又は消費税の額を表示するものとする。
- (4) (3)の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜価格の表示については、景品表示法第5条（不当表示）の規定は、適用しない（総額表示義務の特例に係る景品表示法の適用除外）。

## 第3 価格の表示に関する特別措置②【総額表示義務の特例措置】

### 3. 誤認防止措置についての基本的な考え方

総額表示義務の特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要がある。

値札の貼り替え等を行う移行期間等において、店内等の一部の商品等について税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示を行わずを得ない場合には、店内等などの商品等の価格が税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示になっているのかを明らかにする必要がある。

### 4. 誤認防止措置に該当する表示の具体例

#### (1) 税抜価格のみを表示する場合

- ① 個々の値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格)

〇〇〇円(税別)

〇〇〇円(本体価格)

〇〇〇円+税

〇〇〇円+消費税

- ② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

#### (2) 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

- ① 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。なお、どの商品等の価格が旧税率の表示となっているかを明らかにする必要がある。

旧税率(5%)に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。

- ② 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。なお、どの商品等の価格が新税率の表示となっているかを明らかにする必要がある。

既に新税率(8%)に基づく税込価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。

### 第3 価格の表示に関する特別措置③【総額表示義務の特例に係る景品表示法の適用除外】

#### 5. 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方

税込価格と税抜価格を併記する場合において、景品表示法で禁止される表示に該当するのは、表示されている税抜価格を税込価格であると一般消費者が誤認する場合である。

したがって、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないよう表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえる。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案される。

#### 6. 税込価格と税抜価格を併記する場合の具体例

＜明瞭に表示されているといえる例＞

9, 800円(税込10, 584円)

9, 800円(税込10, 584円)

9, 800円(税込10, 584円)

9, 800円(税込10, 584円)

＜明瞭に表示されているとはいえない例＞

(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある例

9, 800円

(税込10,584円)

(2) 文字間余白、行間余白に問題がある例

9, 800円(税込10,584円)

(3) 背景の色との対照性に問題がある例

9, 800円(税込10, 584円)

# 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置①

## 1. 制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、事業者等が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける（公正取引委員会への事前の届出が必要）。

## 2. 独占禁止法の適用除外とする共同行為

### (1) 転嫁カルテル

#### 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

- (例) ① 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ② 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

(注) 「本体価格を統一することの決定」は、適用除外の対象にはならない。

※ 転嫁カルテルは、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要

#### < 中小事業者の定義 >

| 業種           | 資本金規模・従業員規模      | 業種                                  | 資本金規模・従業員規模      |
|--------------|------------------|-------------------------------------|------------------|
| 製造業、建設業、運輸業等 | 3億円以下又は300人以下    | ゴム製品製造業<br>(政令による特例)                | 3億円以下又は900人以下    |
| 卸売業          | 1億円以下又は100人以下    | ソフトウェア業又は<br>情報処理サービス業<br>(政令による特例) | 3億円以下又は300人以下    |
| サービス業        | 5000万円以下又は100人以下 |                                     |                  |
| 小売業          | 5000万円以下又は50人以下  | 旅館業<br>(政令による特例)                    | 5000万円以下又は200人以下 |

### (2) 表示カルテル

#### 消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

(例) 「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する旨の決定

※ 表示カルテルは、全ての事業者や事業者団体に認められる。

## 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置②

### 1. 届出などについて

- 共同行為を行うに当たっては、公正取引委員会規則で定めるところにより（届出の様式等を規定）、事前に公正取引委員会に共同行為の内容等を届け出る必要がある。
- 共同行為に参加するかどうかは、個別の事業者及び事業者団体の自主的判断に委ねられており、消費税転嫁対策特別措置法により共同行為の実施や参加を義務付けるものではない。
- 共同行為に参加した事業者間で、共同行為の実効を担保するために必要な合理的な範囲内の制裁を課すことを併せて決定することが可能。その場合には、共同行為に付随する内容として届け出る必要がある。

### 2. 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）の具体例

#### （1）転嫁カルテルとして行うことができる行為の具体例

- 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- 消費税率引上げ後に発売する新製品について、各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

（例1）本体価格98円×8%＝消費税額7.84円→8円 （例2）本体価格93円×8%＝消費税額7.44円→7円

#### （2）転嫁カルテルとして認められない行為の具体例

##### ○ 消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定

- 消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定

（例1）消費税率引上げ前の税込価格から、A商品は7%、B商品は5%を上乗せし、C商品は据え置く旨の決定

（例2）個別商品ごとの消費税額に関係なく、全商品を一律〇〇円引き上げる旨の決定

- 合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定
- 購入についての共同行為は、適用除外の対象にはならない。

## 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置③

### 3. 消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）の具体例

#### (1) 表示カルテルとして行うことができる行為の具体例

- 消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

##### ア 税込価格を表示する場合

(例1) 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示

(例2) 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

- イ 税込価格を表示しない場合（第3の価格の表示に関する特別措置における誤認防止措置を講じている場合に限る。）

(例) 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「＋税」と表示する旨の決定

- 見積書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的使用する旨の決定

- 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

#### (2) 形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁の方法の取決めが含まれている場合には、「消費税の転嫁の方法の決定」についての届出が必要。

(例) 消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乗せした結果、計算上生じる端数を切り上げにより処理して税込価格を表示する旨の決定

### 4. 転嫁の方法・表示の方法の決定に係る共同行為として認められない行為について

以下に掲げる行為は、上記の届出をした場合であっても認められない。

- 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し又は引き上げることとなるとき
- 事業者が不公正な取引方法を用いるとき又は事業者団体が事業者が不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき

(例1) 事業者団体が、共同行為に参加しない構成事業者に対して、それを理由に制裁を課すことにより当該構成事業者の事業活動を困難にさせること

(例2) 共同行為に参加した事業者間で、当該共同行為に違反した事業者に対して、必要な合理的範囲を超えた制裁（事業者団体からの除名、除名と同様の効果を有する高額な過怠金等）を課すことにより、当該事業者の事業活動を困難にさせること

(例3) 共同行為の参加事業者が、共同して、取引先に対して共同行為に参加していない事業者との取引を拒絶するように仕向けること

### 第1 国民に対する広報の徹底

国は、今次の消費税率引上げに際し、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

### 第2 通報した者の保護等に関する万全の措置

国は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、この法律に違反する行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

### 第3 調査、監視を行うための万全な態勢の整備

国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

## 1. 法律の公布と施行

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)は、平成25年6月5日に成立し、同月12日に公布された。同法は消費税転嫁対策特別措置法の施行日を定める政令により平成25年10月1日から施行された(内閣府設置法の改正に関する部分は、平成25年6月15日施行。)

※ 法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長された。

## 2. 法律の適用関係

### (1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、平成25年10月1日以降に行われる転嫁拒否等の行為が規制の対象となる。

### (2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、平成25年10月1日以降に行われる転嫁を阻害する表示が規制の対象となる。

### (3) 価格の表示に関する特別措置

平成25年10月1日以降、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じた場合に限り、税込価格を表示しないことが可能となっている。

### (4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となる。公正取引委員会への届出は、平成25年10月1日以降に可能となっている。

消費税価格転嫁等総合相談センターは内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ    ● 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ    ● 便乗値上げに関する問い合わせ
- 軽減税率制度の概要に関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

※消費税法改正の内容(適用される税率等)に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄の税務署にお問い合わせください。

御相談は専用ダイヤル又はメール（HP上の専用フォーム）を御利用ください。

# 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】 9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

## メール(HP上の専用フォーム)

URL: <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

関係省庁でも相談を受け付けています。

- 転嫁拒否等の行為の是正，転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先  
公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471（代表）
- 転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先  
消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）
- 消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先  
財務省主税局税制第二課 03-3581-4111（代表）
- 便乗値上げに関する問い合わせ先  
消費者庁消費者調査課 03-3507-9196（便乗値上げ情報・相談窓口）

消費税の転嫁対策等の関係資料については、以下のHPをご覧ください。

- 内閣府（消費税価格転嫁等対策）<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku>
- 公正取引委員会（消費税転嫁対策コーナー）<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku>
- 消費者庁（消費税転嫁対策特別措置法）<http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m05>
- 財務省（消費税の価格転嫁対策について）[http://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/#03](http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/#03)
- 経済産業省・中小企業庁（中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131008syouhizei.htm>

## 消費税転嫁対策特別措置法について

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日付けで施行されています（同法は、平成33年3月31日まで適用されます。）。政府では、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。  
※法律改正により、同法の期限については、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長されました。

## I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されています。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

|   | 転嫁拒否等をする側（規制対象）（買手）           | 転嫁拒否等をされる側（売手）             |
|---|-------------------------------|----------------------------|
| ① | 大規模小売事業者                      | 大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者   |
| ② | 右欄の事業者等と継続的に取引を行っている<br>法人事業者 | ○ 資本金3億円以下の事業者<br>○ 個人事業者等 |

| 禁止される行為              | 具体例                                                                                     |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 減額                 | 本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること                                |
| ② 買ったとき              | 原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること                           |
| ③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請 | 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること                                     |
| ④ 本体価格での交渉の拒否        | 本体価格（消費税抜価格）で交渉したいという申出を拒否すること                                                          |
| ⑤ 報復行為               | 転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること |

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

I に関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471（代表）

## II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。禁止される表示は以下のとおりです。

| 禁止される表示                                                          | 禁止される表示の具体例                      |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示                                         | 「消費税は転嫁しません」<br>「消費税は当店が負担しています」 |
| ② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの | 「消費税率上昇分値引きします」                  |
| ③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの                | 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」   |

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

II に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）

### Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

- (1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

#### 【具体的な表示の例】

- (例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜)

〇〇円 (税抜価格)

〇〇円 (本体価格)

〇〇円+税

- (例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

- (2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第5条(不当表示)の規定は適用しないこととされています。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

### Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

#### (1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

- (例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

- (例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

| 【中小事業者の範囲】  | 資本金等の額<br>(会社)  | 又は | 常時使用する従業員数<br>(会社又は個人) |
|-------------|-----------------|----|------------------------|
| 製造業、建設業、運輸業 | 3億円以下           |    | 300人以下                 |
| 卸売業         | 1億円以下           |    | 100人以下                 |
| サービス業       | 5千万円以下          |    | 100人以下                 |
| 小売業         | 5千万円以下          |    | 50人以下                  |
| 政令で定める業種    | 業種ごとに政令で定める金額以下 |    | 業種ごとに政令で定める数以下         |
| 上記以外の業種     | 3億円以下           |    | 300人以下                 |

#### (2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

- (例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

- (例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2016.11.28

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

(平成二十五年六月十二日)  
法律第四十一号

改正 平成二六年一二月二七日法律第一一八号

改正 平成二七年三月三一日法律第九号

改正 平成二八年一二月二八日法律第八五号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置（第三条―第七条）
- 第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置（第八条・第九条）
- 第四章 価格の表示に関する特別措置（第十条・第十一条）

- 第五章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置（第十二条・第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条―第二十条）
- 第七章 罰則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、平成二六年四月一日及び平成三一年十月一日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「今次の消費税率引上げ」という。）に際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

- 一 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であつて、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの（以下「大規模小売事業者」という。））
  - 二 法人である事業者であつて、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）
    - イ 個人である事業者
    - ロ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）である事業者
    - ハ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業者
- 2 この法律において「特定供給事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。
- 一 事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者

- 二 前項第二号イからハまでに掲げる事業者が同号の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハまでに掲げる事業者
- 3 この法律において「中小事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社

及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

### （特定事業者の遵守事項）

第三条 特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

二 特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若し

くは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

四 前三号に掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

### （指導又は助言）

第四条 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、前条の規定に違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとする。

### （主務大臣又は中小企業庁長官の請求）

第五条 主務大臣又は中小企業庁長官は、第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、次に掲げ

るときは、当該求めをするものとする。

- 一 当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。
- 二 当該行為によつて特定供給事業者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。
- 三 当該行為を行つた事業者が第三条の規定に違反する行為を繰り返し行う蓋然性が高いと認められるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。

(勧告及び公表)

第六条 公正取引委員会は、特定事業者について第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

- 2 公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

(勧告に係る違反行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条第一項の規定による勧告をした場合において、特定事業者がその勧告に従ったときに限り、特定事業者のその勧告に係る第三条の規定に違反する行為については、適用しない。

### 第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

(事業者の遵守事項)

第八条 事業者は、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。

- 一 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- 二 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であつて消費税との関連を明示しているもの
- 三 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であつて前号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(準用)

第九条 第四条から第七条までの規定は、前条の規定に違反する行為について準用する。この場合において、第四条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣、公正取引委員会」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と、第五条（見出しを含む。）中「主務大臣」とあるのは「公正取引委員会、主務大臣」と、同条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条ただし書中「次に」とあるのは「第三号及び第四号に」と、同条ただし書第四号中「前二号」とあるのは「前号」と、第六条第一項中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と、「消費税の適正な転嫁に応じる」とあるのは「その行為を取りやめる」と、同条第二項中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、第七条の見出し中「私的独占禁止法」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法」と、同条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第二十号及び第二十号の六」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第七条第一項及び第八条第一項」と、「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」

と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

#### 第四章 価格の表示に関する特別措置

（総額表示義務に関する消費税法の特例）

第十条 事業者（消費税法（昭和六十二年法律第百八号）第六十二条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第六十二条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

- 2 前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする。

(不当景品類及び不当表示防止法の適用除外)

第十一条 前条第三項の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第五条の規定は、適用しない。

#### 第五章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第十二条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りでない。

一 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（その共同行為に参加している事業者の三分の二以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の三分の二以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の三分の二以上が中小事業者であるものである場合に限る。）

二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

(法律の規定に基づいて設立された組合の事業に関する特例等)

第十三条 法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。以下同じ。）であつて政令で定めるものは、当該法律の規定にかかわらず、当該組合の事業として前条に規定する共同行為をすることができる。この場合において、当該法律の規定の適用に関し必要な技術的謬替は、政令で定める。

2 公正取引委員会は、前項前段の政令で定める組合に係る前条の届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合を所管する大臣に通知しなければならない。

## 第六章 雑則

### (国等の講ずる措置)

第十四条 国は、今次の消費税率引上げに際し、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

2 国は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、この法律に違反する行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

3 国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

### (報告及び検査)

第十五条 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第三条の規定に違反する行為を是正するため

に必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第八条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (情報の提供)

第十六条 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、第三条又は第八条の規定に違反する行為の防止又は是正のため、相互に情報又は資料を提供することができる。

2 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第二条又は第八条の規定に違反する行為の防止又は是正のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(公正取引委員会等への通知)

第十七条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第二条又は第八条の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣等とする。

- 一 第四条に規定する指導又は助言及び第五条に規定する措置の求めに関する事項 特定事業者の事業を所管する大臣等
- 二 第十五条第一項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定事業者に対するものに限る。）

特定事業者の事業を所管する大臣等

- 三 第十五条第一項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定供給事業者に対するものに限る。） 特定供給事業者の事業を所管する大臣等

2 この法律による主務大臣の権限であつて、前項の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（金融庁の所掌に係るものに限る、政令で定めるものを除く。）は、金融庁長官に委任する。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限る、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

(都道府県が処理する事務)

第十九条 この法律による主務大臣の権限及び前条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他の都道府県の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十条 この法律による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任するこ

とができる。

- 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第十八条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

## 第七章 罰則

第二十一条 第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

- 2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日前の政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第三項及び附則第三条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

### （この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 前項に規定する日までにした第三条又は第八条の規定に違反する行為については、第四条から第七条まで（これらの規定を第九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十五条から第二十条までの規定は、同項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 第一項に規定する日までにした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同日後にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。
- 1 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年十一月二七日法律第一一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二十七年政令第四百二十二号で平成二八年四月一日から施行〕

附 則（平成二七年三月二二日法律第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則（平成二八年十一月二八日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日〔平成二八年十一月二八日〕から施行する。

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令

（平成二十五年九月十三日）  
（政令第二百六十九号）

内閣は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第二条第三項第五号、第十三条第一項、第十九条及び第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小事業者の範囲）

第一条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

|   | 業種                                                 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する<br>従業員の数 |
|---|----------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| 一 | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチ<br>ューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 三億円          | 九百人             |
| 二 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                                 | 三億円          | 三百人             |
| 三 | 旅館業                                                | 五千万円         | 二百人             |

（消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為をすることができる組合）

第二条 法第十三条第一項前段の政令で定める組合（組合の連合会を含む。次項において同じ。）は、次のとおりとする。

- 一 輸入組合
- 二 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会
- 三 輸出水産業組合

四 内航海運組合及び内航海運組合連合会

五 生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合並びに生活衛生同業組合連合会

六 商工組合及び商工組合連合会

- ２ 法第十三条第一項の規定により前項第二号から第六号までに掲げる組合が法第十二条に規定する共同行為をする場合においては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第百一条第一号、輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十六条第一項第一号、内航海運組合法（昭和三十三年法律第百六十二号）第七十四条第一号、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）第七十条第一号及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第百十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）」とする。

（都道府県が処理する事務）

第三条 法第四条及び第五条（これらの規定を法第九条において読み替えて準用する場合を含む。）の第十

五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、消費税の転嫁を阻害する行為に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、国土交通大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業を営む者（同法第三条第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けたものを除く。）に関する事務（第四号及び第五号に掲げるものを除く。） 当該者の営業所（同法第三条第一項に規定する営業所をいう。）の所在地を管轄する都道府県知事

- 二 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営む者（同法第三条第一項の規定により国土交通大臣の免許を受けたものを除く。）に関する事務 当該者の事務所（同項に規定する事務所をいう。）の所在地を管轄する都道府県知事

- 三 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する不動産鑑定業を営む者（同法第二十二條第一項又は第二十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によ

り国土交通省に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けたものを除く。) に関する事務 当該者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第七号に規定する浄化槽工事業者に関する事務 当該浄化槽工事業者が業を行う区域を管轄する都道府県知事

五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第十二項に規定する解体工事業者に関する事務 当該解体工事業者が業を行う区域を管轄する都道府県知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第四条 法第四条（法第九条において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。） 、 第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものを除く。） は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）又は税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその

権限を行うことを妨げない。

2 法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による農林水産大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による経済産業大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による国土交通大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理

部長又は運輸支局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 6 法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による環境大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 7 法第十八条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

##### （公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

- 2 公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を附則第五条とし、附則第二条を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

##### （経済取引局取引部取引企画課の所掌事務の特例）

第四条 経済取引局取引部取引企画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、附則第一条第一項に規定する事務をつかさどる。

附則第一条の次に次の一条を加える。

##### （経済取引局の所掌事務の特例）

第二条 経済取引局は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）がその効力を有する間、同法の施行に関する事務をつかさどる。

- 2 経済取引局取引部は、第三条第二項に規定する事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、前項に規定する事務をつかさどる。

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第  
二条第一項第一号の大規模小売事業者を定める規則

(平成二十五年九月十日)  
公正取引委員会規則第三号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（  
平成二十五年法律第四十一号）第二条第一項第一号の大規模小売事業者を定める規則を次のように定める。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（  
以下「法」という。）第二条第一項第一号の大規模小売事業者は、一般消費者が日常使用する商品の小売業  
を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十一条第一項に規定する  
特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者を含む。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものを  
いう。

- 一 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者

一頁

二頁

の売上高を含む。）が百億円以上である者

- 二 次に掲げるいずれかの店舗を有する者

イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十  
九第一項の指定都市の区域内にあつては、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積  
をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の店舗

ロ イに掲げる市以外の市及び町村の区域内にあつては、店舗面積が千五百平方メートル以上の店舗

附 則

この規則は、法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則

(平成二十五年九月十日)  
(公正取引委員会規則第四号)

改正 平成二十七年五月二十九日公正取引委員会規則第六号

改正 平成二十九年一月三十一日公正取引委員会規則第四号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十二条の規定に基づき、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則を次のように定める。

（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出）

第一条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条の規定により、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為をしようとするものは、あらかじめ様式第一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

一頁

二頁

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。次条において同じ。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が三分の二以上である旨を記載した書類

1 共同行為に係る協定書又は共同行為を議決した会議の議事録を作成している場合には、その写し  
(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出)

第二条 法第十二条の規定により、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為をしようとするものは、あらかじめ様式第二号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類

- 二 共同行為に係る協定書又は共同行為を議決した会議の議事録を作成している場合には、その写し
- 3 この条の規定に基づく届出をしようとするものが前条の規定に基づく届出を同時にしようとする場合には、様式第一号による届出書及び様式第二号による届出書に共通する事項については様式第二号による届出書の記載を省略し、又は前項に掲げる書類の添付を省略することができる。

(変更届出)

- 第三条 第一条又は前条の規定に基づく届出をしたものは、当該届出書に記載した事項を変更しようとする場合（事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体に変更が生じる場合を含む。）には、あらかじめそれぞれ様式第三号又は第四号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。この場合において、第一条第一項又は前条第一項の届出書の記載事項のうち変更をしない記載事項については、その記載を省略することができる。
- 2 前項の届出書には、第一条第二項又は前条第二項に掲げる書類のうち変更しようとする事項に関する書類を添付しなければならない。
- 3 前条第三項の規定は、この条の規定に基づく届出について準用する。この場合において、前条第三項中

三頁

四頁

「様式第一号」とあるのは「様式第三号」と、「様式第二号」とあるのは「様式第四号」と読み替えるものとする。

(廃止届出)

- 第四条 前三条の規定に基づく届出をしたものは、当該届出に係る共同行為を廃止した場合には、遅滞なく、様式第五号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。
- (共同行為の実施期間の終了日に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行の日（平成二十七年四月一日。以下この項において「施行日」という。）前にした第一条及び第二条の規定に基づく届出（施行日前に第三条の規定に基づく届出をしたときは、その変更後のもの）に係る届出書における平成二十九年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載は、平成三十三年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了

日とする記載とみなす。ただし、施行日以後消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第六号）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）前に第三条の規定に基づく届出（共同行為の実施期間の終了日を変更するものに限る。）をしたときは、この限りでない。

3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）の施行の日（平成二十八年十一月二十八日。以下この項において「施行日」という。）前にした第一条及び第二条の規定に基づく届出（施行日前に第三条の規定に基づく届出をしたときは、その変更後のもの）に係る届出書における平成三十年九月三十日を共同行為の実施期間の終了日とする記載は、平成三十三年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載とみなす。ただし、施行日以後消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年公正取引委員会規則第四号）の施行の日（平成二十九年一月三十一日）前に第三条の規定に基づく届出（共同行為の実施期間の終了日を変更するものに限る。）をしたときは、この限りではない。

五頁

六頁

附 則（平成二七年五月二九日公正取引委員会規則第六号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一月二二日公正取引委員会規則第四号）  
この規則は、公布の日から施行する。

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

公正取引委員会 殿

平成 年 月 日

名称又は氏名

住所

代表者の氏名

印

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第 1 2 条の規定により、平成 2 5 年公正取引委員会規則第 4 号第 1 条第 2 項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 共同行為の主体に関する事項

|                                      |                                                                                                                                                                                                      |                       |         |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------|
| (1) 名称又は氏名                           | 住所                                                                                                                                                                                                   | 電話番号                  | 部署・担当者名 |
| (2) 事務上の連絡先                          |                                                                                                                                                                                                      |                       |         |
| (3) 参加事業者等の概要                        |                                                                                                                                                                                                      |                       |         |
| (4) 業種                               | <div><div><div><div><div>□ 1 製造業</div><div>□ 2 卸売業</div><div>□ 3 小売業</div><div>□ 4 サービス業</div><div>□ 5 その他</div></div><div>業</div></div><div>業</div><div>業</div><div>業</div><div>業</div></div></div> |                       |         |
| (5) 設立に係る根拠法（事業者団体の場合）               |                                                                                                                                                                                                      |                       |         |
| (6) 参加事業者又は事業者団体の数                   | 参加しようとする事業者の数                                                                                                                                                                                        | うち 3 分の 2 以上が中小事業者である | 名       |
| 参加事業者・構成事業者の 3 分の 2 以上が中小事業者であることの確認 |                                                                                                                                                                                                      |                       |         |

2 共同行為の内容に関する事項

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 共同行為の対象とする商品又は役務  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2) 共同行為の内容           | <div><div><div><div><div>□ 1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定</div><div>（</div><div>）</div></div><div><div><div>□ 2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定</div><div>（</div><div>）</div></div><div><div><div>□ 3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、その他</div><div>単位</div><div>円〕</div><div>（</div><div>）</div></div><div><div><div>□ 4 その他（具体的に</div><div>（</div><div>）</div></div><div><div><div>□ 1 有</div><div>□ 2 無</div></div><div>具体的に</div><div>〕</div><div>（</div><div>）</div></div></div></div></div></div></div></div> |
| (3) 共同行為の実施期間         | 平成 年 月 日～平成 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (4) 共同行為の実効を確保するための手段 | <div><div><div>□ 1 有</div><div>□ 2 無</div></div><div>具体的に</div><div>〕</div></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

3 その他参考事項

4 添付書類

- （1）一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがある共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が 3 分の 2 以上である旨を記載した書類

（2）共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

(記載上の注意)

- 1 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
- (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合

〇〇 (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名 (例：〇〇株式会社ほか9名)
- (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合

〇〇 (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名及び△△ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例：〇〇株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体)
- (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合

〇〇 (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例：〇〇組合ほか5団体)
- 2 「参加事業者等の概要」欄は、「〇〇地域において△△を製造販売する事業者」など、共同行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 3 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること (業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。)
- 4 「設立に係る根拠法 (事業者団体の場合)」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているものが事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、記載を要しない。
- 5 「参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認」欄は、事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合には①及び②の両方に記載すること。
- 「参加しようとする事業者団体 (当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。) の数」については、共同行為をしようとする事業者団体の数及び当該事業者団体の直接又は間接の事業者団体の数の合計数を記載し、「全ての参加事業者団体 (当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。) において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である □はい □いいえ」については、共同行為をしようとする事業者団体及び当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体全てにおいて、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である場合に「□はい」にレ印を入れること。
- 6 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 7 (1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
- (2) 端数の処理方法の決定をしようとする場合は、切上げ、切捨て、四捨五入その他の方法のうち、該当するものを○で囲み (「その他」を○で囲んだときはその方法を記載する。)、処理する端数の単位についても記載すること。
- (3) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の名称を記載すること。
- 8 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。
- 9 「その他参考事項」は、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書と同時に提出している旨等の参考となるべき事項を記載すること。

10 (1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。

(2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

| 番号 | 事業者団体の名称 | 設立に係る根拠法 | 住所 | 代表者の氏名 | 構成事業者の数 | 構成事業者のうち中小事業者の割合 (該当する□にレ印を入れる) |
|----|----------|----------|----|--------|---------|---------------------------------|
| 1  |          |          |    |        |         | □3分の2以上<br>□3分の2未満              |
| 2  |          |          |    |        |         | □3分の2以上<br>□3分の2未満              |
| 3  |          |          |    |        |         | □3分の2以上<br>□3分の2未満              |

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「－」と記載すること。

様式第2号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

消費税についての表示の方法に係る共同行為の実施届出書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

印

名称又は氏名  
住 所  
代表者の氏名

消費税の円滑かつ適正な徴収の確保のための消費税の徴収を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第2条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。



## 1 共同行為の主体に関する事項

|                            |                                                                                                                                                                          |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (フリガナ)                     |                                                                                                                                                                          |
| (1) 名称又は氏名                 |                                                                                                                                                                          |
| (2) 事務上の連絡先                | 住所 〒<br>電話番号<br>部署・担当者名                                                                                                                                                  |
| (3) 参加事業者等の概要              |                                                                                                                                                                          |
| (4) 業種                     | <input type="checkbox"/> 1 製造業<br><input type="checkbox"/> 2 卸売業<br><input type="checkbox"/> 3 小売業<br><input type="checkbox"/> 4 サービス業<br><input type="checkbox"/> 5 その他 |
| (5) 設立に係る根拠法<br>(事業者団体の場合) |                                                                                                                                                                          |

## 2 共同行為の内容に関する事項

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 共同行為の対象とする商品又は役務  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2) 共同行為の内容           | <p><input type="checkbox"/> 1 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 2 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 3 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円＋税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 4 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 5 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 6 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 7 その他〔具体的に<br/>( )</p> |
| (3) 共同行為の実施期間         | 平成 年 月 日～平成 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (4) 共同行為の実効を確保するための手段 | <p><input type="checkbox"/> 1 有 → 〔具体的に</p> <p><input type="checkbox"/> 2 無</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

### 3 その他参考事項

## 4 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

(記載上の注意)

- 1 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。

(1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合  
〇〇 (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名 (例：〇〇株式会社ほか9名)

(2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合  
〇〇 (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名及び△△ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例：〇〇株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体)

(3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合  
〇〇 (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例：〇〇組合ほか5団体)
- 2 「参加事業者等の概要」欄は、「〇〇地域において△△を製造販売する事業者」など、共同行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 3 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること(業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。)
- 4 「設立に係る根拠法(事業者団体の場合)」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているものが事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、記載を要しない。
- 5 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 6 (1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
- (2) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の名称を記載すること。
- (3) 「共同行為の内容」欄の「3」、「4」又は「7」で税込価格を表示せずに価格表示をする旨の決定をする場合は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第10条に規定する要件を満たす必要がある点に留意すること。
- 7 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。
- 8 「その他参考事項」は、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書を同時に提出している旨等の参考となるべき事項を記載すること。
- 9 (1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
- (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

| 番号 | 事業者団体の名称 | 設立に係る根拠法 | 住所 | 代表者の氏名 | 構成事業者の数 |
|----|----------|----------|----|--------|---------|
| 1  |          |          |    |        |         |
| 2  |          |          |    |        |         |
| 3  |          |          |    |        |         |

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「－」と記載すること。

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の変更届出書

公正取引委員会 殿

平成 年 月 日

名称又は氏名  
住所  
代表者の氏名  
印

平成 年 月 日に届け出た消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の届出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 共同行為の主体に関する事項

|                                    |                                                                                                                                                                                                      |                 |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|                                    | 変 更 事 項                                                                                                                                                                                              | 変更理由及び<br>変更年月日 |
| (フリガナ)<br>(1) 名称又は<br>氏名           |                                                                                                                                                                                                      |                 |
| (2) 事務上の<br>連絡先                    | 住所 〒<br>電話番号<br>部署・担当者名                                                                                                                                                                              |                 |
| (3) 参加事業<br>者等の概要                  |                                                                                                                                                                                                      |                 |
| (4) 業種                             | <div><div><div><div><div>□1 製造業</div><div>□2 卸売業</div><div>□3 小売業</div><div>□4 サービス業</div><div>□5 その他</div></div><div>業種</div></div><div>業種</div><div>業種</div><div>業種</div><div>業種</div></div></div> |                 |
| (5) 設立に係<br>る根拠法<br>(事業者団<br>体の場合) |                                                                                                                                                                                                      |                 |

|                                                        |                                                                                                                                                                                                     |                  |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| (6) 参加事業者又は事業者団体の数<br>参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認 | ① 参加しようとする事業者のうち3分の2以上が中小事業者である<br>□はい<br>□いいえ<br><br>② 参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数<br>全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である<br>□はい<br>□いいえ | 名<br>□はい<br>□いいえ |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|

2 共同行為の内容に関する事項

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|                       | 変 更 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更理由及び<br>変更年月日 |
| (1) 共同行為の対象とする商品又は役務  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |
| (2) 共同行為の内容           | <div><div><div>□1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定<br/>( )</div><div>□2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定<br/>( )</div><div>□3 消費税額分を上乗せした結果、計上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、その他 単位 円〕<br/>( )</div><div>□4 その他〔具体的に<br/>( )</div></div></div> |                 |
| (3) 共同行為の実施期間         | 平成 年 月 日～平成 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |
| (4) 共同行為の実効を確保するための手段 | □1 有 →〔具体的に<br>□2 無                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 〕               |

3 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがある共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類（変更部分のみ）
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し（変更部分のみ）

（記載上の注意）

- 1 各項目について、変更しようとするものについてのみ、変更後の内容を「変更事項」欄に記載し、「変更理由及び変更年月日」欄に、変更の理由及び主体に関する変更が行われる日又は変更後の内容を実施しようとする日を記載すること。  
変更しない項目については、何も記載しなくてよい。
- 2 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
- (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合  
〇〇（一の事業者の名称又は氏名）ほか何名（例：〇〇株式会社ほか9名）
- (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合  
〇〇（一の事業者の名称又は氏名）ほか何名及び△△（一の事業者団体の名称）ほか何団体（例：〇〇株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体）
- (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合  
〇〇（一の事業者団体の名称）ほか何団体（例：〇〇組合ほか5団体）
- 3 「参加事業者等の概要」欄は、「〇〇地域において△△を製造販売する事業者」など、共同行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 4 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること（業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。）。
- 5 「設立に係る根拠法（事業者団体の場合）」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているものが事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、記載を要しない。
- 6 「参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認」欄は、事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合には①及び②の両方に記載すること。
- 「参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数」については、共同行為をしようとする事業者団体の数及び当該事業者団体の直接又は間接の事業者団体の数の合計数を記載し、「全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である □はい □いいえ」については、共同行為をしようとする事業者団体及び当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体全てにおいて、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である場合に「□はい」にレ印を入れること。
- 7 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 8 (1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。  
(2) 該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。  
(2) 端数の処理方法をしようとする場合は、切上げ、切捨て、四捨五入その他の方法のうち、該当するものを○で囲み（「その他」を○で囲んだときはその方法を記載する。）、処理する端数の単位についても記載すること。
- (3) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の名称を記載すること。
- 9 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。

- 10(1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
- (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。
- | 番号 | 事業者<br>団体の<br>名称 | 設立に<br>係る根<br>拠法 | 住所 | 代表者<br>の氏名 | 構成事<br>業者の<br>数 | 構成事業者のうち中小<br>事業者の割合(該当する<br>□にレ印を入れる)                    | 変更理由及<br>び変更年月<br>日 |
|----|------------------|------------------|----|------------|-----------------|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 1  |                  |                  |    |            |                 | <div><div>□3分の2<br/>以上</div><div>□3分の2<br/>未満</div></div> |                     |
| 2  |                  |                  |    |            |                 | <div><div>□3分の2<br/>以上</div><div>□3分の2<br/>未満</div></div> |                     |
| 3  |                  |                  |    |            |                 | <div><div>□3分の2<br/>以上</div><div>□3分の2<br/>未満</div></div> |                     |
- なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「－」と記載すること。

様式第4号 (用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)

## 消費税についての表示の方法に係る共同行為の変更届出書

公正取引委員会 殿

平成 年 月 日

名称又は氏名  
住 所  
代表者の氏名  
印

平成 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届  
出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害  
する行為は正等に関する特別措置法第 12 条の規定により、平成 25 年公正取引委員会規則第  
4 号第 3 条第 2 項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。



## 1 共同行為の主体に関する事項

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| (フリガナ)                             | 変 更 事 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更理由及び<br>変更年月日 |
| (1) 名称又は<br>氏名                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |
| (2) 事務上の<br>連絡先                    | 〒<br>電話番号<br>部署・担当者名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |
| (3) 参加事業<br>者等の概要                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |
| (4) 業種                             | <input type="checkbox"/> 1 製造業<br><input type="checkbox"/> 2 卸売業<br><input type="checkbox"/> 3 小売業<br><input type="checkbox"/> 4 サービス業<br><input type="checkbox"/> 5 その他 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="width: 40%; border-top: 1px solid black;"></div> <div style="width: 10%; border-top: 1px solid black;"></div> <div style="width: 40%; border-top: 1px solid black;"></div> </div> <div style="width: 100%; border-top: 1px solid black;"></div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">↑</div> <div style="border-left: 1px solid black; height: 40px; margin-left: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%; margin-top: 5px;"> <span>( 業 )</span> <span>( 業 )</span> <span>( 業 )</span> <span>( 業 )</span> <span>( 業 )</span> </div> </div> </div> |                 |
| (5) 設立に係<br>る根拠法<br>(事業者団<br>体の場合) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |

## 2 共同行為の内容に関する事項

|                                          | 変 更 事 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更理由及び<br>変更年月日 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| (1) 共同<br>行為の<br>対象と<br>する商<br>品又は<br>役務 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                 |
| (2) 共同<br>行為の<br>内容                      | <p><input type="checkbox"/> 1 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 2 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 3 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円＋税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 4 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 5 見直し書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 6 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定<br/>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 7 その他〔具体的に<br/>( )</p> |                 |
| (3) 共同<br>行為の<br>実施期<br>間                | 平成 年 月 日～平成 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |
| (4) 共同<br>行為を<br>実施す<br>るため<br>の手段       | <p><input type="checkbox"/> 1 有 → 〔具体的に<br/>無</p> <p><input type="checkbox"/> 2</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |

## 3 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがある共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類（変更部分のみ）
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し（変更部分のみ）

(記載上の注意)

- 1 各項目について、変更しようとするものについてのみ、変更後の内容を「変更事項」欄に記載し、「変更理由及び変更年月日」欄に、変更の理由及び主体に関する変更が行われる日又は変更後の内容を実施しようとする日を記載すること。  
変更しない項目については、何も記載しなくてよい。
- 2 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
- (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合  
○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名 (例：○○株式会社ほか9名)
- (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合  
○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名及び△△ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例：○○株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体)
- (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合  
○○ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例：○○組合ほか5団体)
- 3 「参加事業者等の概要」欄は、「○○地域において△△を製造販売する事業者」など、共同行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 4 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること(業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。)
- 5 「設立に係る根拠法(事業者団体の場合)」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているものが事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、記載を要しない。
- 6 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 7 (1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
- (2) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の名称を記載すること。
- (3) 「共同行為の内容」欄の「3」、「4」又は「7」で税込価格を表示せずに価格表示をする旨の決定をする場合は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第10条に規定する要件を満たす必要がある点に留意すること。
- 8 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。
- 9 (1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
- (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

| 番号 | 事業者団体の名称 | 設立に係る根拠法 | 住所 | 代表者の氏名 | 構成事業者の数 | 変更理由及び変更年月日 |
|----|----------|----------|----|--------|---------|-------------|
| 1  |          |          |    |        |         |             |
| 2  |          |          |    |        |         |             |
| 3  |          |          |    |        |         |             |

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「－」と記載すること。

様式第5号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

消費税の転嫁の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の廃止届出書

公正取引委員会 殿

平成 年 月 日

名称又は氏名

住 所

代表者の氏名

印

- 1 平成 年 月 日に届け出た消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為を、平成 年 月 日をもって廃止したので、
- 2 平成 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為を、平成 年 月 日をもって廃止したので、

届け出ます。

（記載上の注意）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のうち、廃止したものの番号を○で囲むこと。

○内閣府令第五十九号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第八条第三号の規定に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第八条第三号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第八条第三号に規定する内閣府令で定める表示は、消費税に関連して取引の相手方に次に掲げる経済上の利益を提供する旨の表示であつて同条第二号に掲げる表示に準ずるものとする。

- 一 物品並びに土地及び建物その他の工作物
- 二 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
- 三 供応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）
- 四 便益、労務その他の役務

附 則

この府令は、平成二十五年十月一日から施行する。

消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、  
独占禁止法及び下請法上の考え方

平成 25 年 9 月 10 日  
公 正 取 引 委 員 会  
改正：平成 27 年 4 月 1 日  
改正：平成 28 年 11 月 28 日

はじめに

1 本考え方の趣旨

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日及び平成 31 年 10 月 1 日に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「消費税率引上げ」という。）に際し、以下の特別措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものである（平成 25 年 10 月 1 日施行）。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
  - ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
  - ③価格の表示に関する特別措置
  - ④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置
- 消費税率引上げはこのように 2 段階にわたるものであることもあり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していただくことが極めて重要な課題である。このため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、公正取引委員会だけではなく、主務大臣又は中小企業庁長官に指導又は助言の権限が付与され、政府一丸となって実効性のある監視・取締りを徹底していくこととなっている。

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、本考え方において、前記①の特別措置に関する解釈の明確化を図るとともに、運用方針を示すこととする。また、前記④の特別措置について、どのような行為が問題となり、また、どのような行為が問題とならないのか、具体的に示すこととする。

さらに、消費税率引上げに際し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及び

「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）上、どのような行為が問題となるのかについても併せて具体的に示すこととする。

2 構成

第 1 部 消費税の転嫁拒否等の行為関係

第 1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方

第 2 消費税率引上げに伴う優越的地位の濫用規制等に係る独占禁止法上の考え方

第 3 消費税率引上げに伴う下請法上の考え方

第 2 部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係

第 1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方

第 2 消費税率引上げに伴う転嫁及び表示に係る事業者団体等の行為についての独占禁止法上の考え方

第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方

1 概要

消費税転嫁対策特別措置法第3条において、「特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して」消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されている。

(1) 特定事業者

「特定事業者」とは、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項各号に規定される事業者であり、次のものをいう。

なお、消費税転嫁対策特別措置法上の「事業者」とは、同法第10条のように特段の定義をしているものを除き、独占禁止法及び景品表示法上の「事業者」と同じである。

ア 「大規模小売事業者」

「大規模小売事業者」とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるものをいう。

(7) 「一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者」

「一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者」とは、一般消費者により日常生活の中で使用される商品の小売業者という趣旨であり、事業者に使用されるような生産財のみを小売している事業者は含まない。一方、生活協同組合、農業協同組合であっても実態として消費者に販売している場合には、これに該当する。サービス提供事業において商品を販売する場合には、その販売が客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合には、小売業を行っていることにはならない。

なお、通信販売業者のように店舗を有しない者も小売業を行う者に該当し得るが、一方で、ショッピングセンター等を運営する事業者については、当該事業者が小売業者に営業場所を賃貸しているだけであって、自ら消費者に商品を販売していない場合には、小売業を行う者に該当しない。

(4) 「その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの」

「その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの」とは、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第2条第1項第1号の大規模小売事業者を定める規則」（平成25年公正取引委員会規則第3号）において、次のa又はbのいずれかに該当する者であ

る旨定められている。

a 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあっては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が100億円以上である者

b 次に掲げるいずれかの店舗を有する者

(a) 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内にあっては、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）が3000平方メートル以上の店舗

(b) 前記(a)に掲げる市以外の市及び町村の区域内にあっては、店舗面積が1500平方メートル以上の店舗

(注) 売上高や店舗面積の考え方は、『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法』の運用基準（平成17年公正取引委員会事務総長通達第9号）の第1の1と同様である。

イ 法人である事業者であって、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の事業者や個人事業者等から継続して商品又は役務の供給を受けるもの

「継続して」との要件は、継続的取引関係にある事業者間においては、取引の一方当事者の立場が強くなりがちであることから設けられたものであり、「継続して」に該当するか否かは、取引の回数のほか、取引の間隔、取引される商品や役務の性質、当該取引に関する商慣習など、様々な事情を総合的に勘案して個別の事案ごとに判断することとなる。

なお、「継続して」とは、事業者間に継続的取引関係がある場合を指しており、個別の商品ごとに継続的取引関係が必要となるものではない。

また、これまで取引したことのない相手方から商品を1回限りの取引で購入する場合などは、「継続して」に該当しない。

(2) 特定供給事業者

「特定供給事業者」とは、消費税転嫁対策特別措置法第2条第2項各号で規定される事業者であり、前記(1)の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者である。前記(1)アの特定事業者（大規模小売業者）に継続して商品又は役務を供給する事業者は、資本金の額又は出

資の総額の大小にかかわらず、全て「特定供給事業者」に該当する。一方、前記(1)イの特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者については、資本金の額又は出資の総額が3億円を超える場合は特定供給事業者とはならない。

なお、「特定供給事業者」に該当し得る事業者は、特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者であり、例えば、大規模小売事業者たる特定事業者との関係でいえば、特定事業者が販売する商品を購入する事業者に限定されるものではなく、特定事業者が自己の店舗で使用する什器等の商品や店舗の清掃等の役務を供給する事業者も含まれる。

(3) 「平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関し」

特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給について、その前に取引条件について交渉を行うのが一般的と考えられる。

特定事業者が特定供給事業者に対して、平成26年3月31日以前に消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合であっても、当該行為が、消費税転嫁対策特別措置法の施行日(平成25年10月1日)以後に行われ、かつ、平成26年4月1日以後に供給を受ける商品又は役務に関するものであれば、同法第3条に違反することとなる。例えば、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に、特定事業者が特定供給事業者に対して、自己が指定する商品を購入させた場合であって、当該行為が同年4月1日以後に供給を受ける商品に関して消費税率上げ分の値上げを受け入れる代わりに行われたものであれば、同法第3条に違反することとなる。

2 減額(第3条第1号前段)

(1) 減額とは、商品又は役務の「対価の額を減じ(ることにより)特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」である。

(2) 「対価」とは、特定事業者及び特定供給事業者の間で取り決めた商品又は役務の供給に係る価格であり、消費税を含めた価格である(以下同じ。)

(3) 「対価の額を減じ(ることにより)特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事

業者から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に取決められた対価から事後的に減じて支払うことである。例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、消費税を含まない価格(以下「本体価格」という。)が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を108円として契約したにもかかわらず、支払段階で消費税率引上げ分の3円を減じ、105円しか支払わない場合である。

一方、減額はならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

ア 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合

イ 一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し、当該取決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合

(4) 対価の額を減じるとは、例えば次のような行為である。

ア 消費税相当分を支払わないこと

イ 支払時に対価の一部を差し引いて支払うこと

ウ リベートや協力金等、名目のいかんを問わず、対価の一部を徴収すること又は対価の一部を差し引いて支払うこと

(5) 問題となるのは、例えば次のような場合である。

ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

エ リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

3 買いたたき(第3条第1号後段)

(1) 買いたたきとは、「商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」である。

(2) 「同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価」とは、通常は、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務の消費税引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額をいう。

(3) 「通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為である。例えば、平成26年4月1日の消費税引上げに際して、本体価格が100円の商品について、消費税引上げ後の対価を105円のまま据え置く場合である。

一方、買いたたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、次のような場合が該当する。

ア 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合

イ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合

ウ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

(注)「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。

(4) 問題となるのは、例えば次のような場合である。

ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税引上げ前の対価

に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合  
ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）

オ 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税引上げ前の対価に消費税引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

カ 商品の量目を減らし、対価を消費税引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

4 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）

(1) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請とは、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることである。

(2) 「自己の指定する」には、特定事業者が自己の供給する商品又は提供する役務を指定する場合だけでなく、第三者の供給する商品又は提供する役務を指定する場合も該当する。「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、協力金等、名目のいかんを問わず行われる金銭の提供、作業への労務の提供等をいう。

(3) 「商品を購入させ」には、消費税の転嫁を受け入れる代わりに商品を購入させる場合や、商品を購入しないことに対して不利益を与える場合だけでなく、事実上、購入を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる（「役務を利用させ」や、「その他の経済上の利益を提供させる」の考え方も同様である。）。

(4) 「特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させる」とは、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為である。

ただし、次のような場合等、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は、商品購入、役務利用又は利益提供の要請に該当しない。

ア 特定の仕様を指示して商品の製造を発注する際に、当該商品の内容の均質にするため又はその改善を図るため必要があるなどの合理的必要性から、当該商品の製造に必要な原材料を購入させる場合

イ 消費税率上げに際して、特定事業者が電子受発注システムを新たに導入し、当該システムの利用を全ての取引先との間で取引条件とするなど、受発注業務のコスト削減のために合理的必要性がある場合に、当該システムを使用させる場合

(5) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請については、要請をした段階で、違反行為が行われる蓋然性が高いことから、要請した事実が認められた場合は、当該要請を取り消すよう指導することとする。

(6) 問題となるのは、例えば次のような場合である。

【商品購入、役務利用の要請】

ア 消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合

イ 消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合

ウ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

ア 消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代

わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合

イ 消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合

ウ 消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合

エ 消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合

オ 消費税率上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

5 本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）

(1) 本体価格での交渉の拒否とは、「商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと」である。

(2) 「消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出」とは、特定供給事業者が明示的に申し出た場合が該当することはいうまでもないが、例えば、特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示するなど、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も該当する。

(3) 「申出を拒む」とは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる場合

イ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見

積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

- (4) 本体価格での交渉を拒否した場合は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号違反として、後記7で述べる違反行為に対する措置の対象となるが、本体価格での交渉を拒否し、その後の対価が消費税率引上げ前の対価に合理的な理由がないにもかかわらず消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低くなっている事実が認められた場合は、同号に加え、第3条第1号後段（買いたたき）違反として措置の対象となる。

6 報復行為（第3条第4号）

- (1) 報復行為とは、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号から第3号までに掲げる行為があるとして、「特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること」である。

- (2) 消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号から第3号までに規定する転嫁拒否等の行為に迅速かつ効果的に対処していくためには、公正取引委員会等が書面調査等を通じて積極的に違反被疑情報を集めるとともに、転嫁拒否等の被害を受けた特定供給事業者からの積極的な情報提供や調査協力を得ることが不可欠である。

転嫁拒否等の被害を受けた特定供給事業者が、自らその事実を公正取引委員会等に申し出ることや、調査に積極的に協力することは期待しにくいという実態があるところ、特定事業者による報復行為が行われた場合は、特定供給事業者による情報提供や調査協力が一層困難となり、消費税転嫁対策特別措置法の円滑な執行に支障を来すことになりかねない。

したがって、報復行為については厳正に対処し、公正取引委員会は、報復行為に該当する行為があると認めるときは、同法第6条の規定に基づき、勧告・公表することとする。

7 違反行為に対する措置

- (1) 転嫁拒否等の行為を防止し、又は是正するために、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、消費税転嫁対策特別措置法第4条の規定に基づき、特定事業者に対して必要な指導等を行うこととしている。

公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官が行う指導の内容としては、①転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと、②適宜的に消費税率引上げ分を対価に反映させること、③転嫁と引換えに購入させた商品を引き取り、商品の代金を返還すること、④役務の利用料又は提供を受けた利益を返還すること、⑤消費税を含まない価格で価格交渉を行うこと、⑥指導に基づいて採った措置を特定供給事業者に周知すること、⑦違反行為の再発防止のための研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること、⑧今後、転嫁拒否等の行為を繰り返さないことなどがある。

- (2) また、主務大臣及び中小企業庁長官は、消費税転嫁対策特別措置法第3条に違反する行為があると認めるときは、同法第5条の規定に基づき、「公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めること」（以下「措置請求」という。）ができる。

ただし、主務大臣及び中小企業庁長官は、消費税転嫁対策特別措置法第5条第1号から第4号に該当する場合は、措置請求をするものとされている。

- (3) 公正取引委員会は、前記の措置請求を受けた場合等に調査を行い、違反する行為があると認めるときは、消費税転嫁対策特別措置法第6条の規定に基づき、特定事業者に対して前記(1)で示したような必要な措置をとるべきことを勧告し、その旨を公表することとなる。

なお、前記6に記載の報復行為は、消費税転嫁対策特別措置法第5条第4号に規定する「消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実」に該当するものであり、主務大臣又は中小企業庁長官の措置請求があれば、公正取引委員会は速やかに調査を行い、その結果報復行為が認められれば、勧告・公表することとする。

- (4) 消費税転嫁対策特別措置法は平成33年3月31日に失効することとされているが、失効後であっても失効前に行われた違反行為については、附則第2条が定める経過措置により指導等の措置の対象となる。

第2 消費税率引上げに伴う優越的地位の濫用規制等に係る独占禁止法上の考

え方

1 概要

消費税率引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、転嫁拒否等の行為について、消費税転嫁対策特別措置法により迅速かつ効果的に対応することとともに、同法による規制の対象とならない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税率引上げ分の負担を不当にしわ寄せすることがないよう、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処する必要がある。このため、どのような行為が消費税率引上げの際に、優越的地位の濫用等として独占禁止法上問題となるのか、具体的な事例を示すことで、消費税率引上げに伴う取引の適正化を図ることとする。

なお、優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年公正取引委員会）で示しているとおりである。

2 問題となるのは、例えば次のような場合である。

消費税率引上げに際して、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に対し、例えば次のような行為を行う場合は、優越的地位の濫用等として独占禁止法に違反するおそれがある。

(1) 対価の一方的設定や値引き（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

ア 既に対価が決定済みの継続的取引などにおいて、取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、消費税率引上げという事情変更を認めず、引き続き消費税率引上げ前の対価での納入を強要すること

イ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、消費税率引上げ前に対価を一方的に引き下げさせること

ウ 対価を決める際に、取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるために、自己の定めた対価を一方的に押し付けること

エ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分を転嫁できないことを理由に、あるいは、消費税率引上げに伴う自己の事務の増大に要する費用の全部又は一部を負担させるため、一旦決めた対価を一方的に値引きすること

オ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、検査基準を恣意的に厳しくして、これを満たさないことを理由に、一旦決めた対価を一方的に値引きすること

カ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、従来の消費税率での価格交渉で妥結した対価に消費税率引上げ分を上乗せして請求された場合に、消費税率引上げ分を支払わないこと

(2) 受領拒否、納期の延期（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

ア 取引の相手方に対し、消費税率引上げ以後は、現状の対価に消費税率引上げ分を加算することを申し出たことなどを理由にして、それまで発注した分の受領を拒否すること

イ 取引の相手方に対し、消費税率引上げ前と同一の対価で商品を納入させるなど消費税率引上げ前の取引条件を変更せずに、消費税率引上げ前の納期を、消費税率引上げ以後に延期すること

ウ 消費税率引上げ時における自己の販売予測が立ちにくいため、一方的に、消費税率引上げ前の納期を消費税率引上げ以後の販売予測が見定められる期間まで延期すること

エ 消費税率引上げ以後の課税仕入れ分として税額控除の対象とするため、消費税率引上げ前の納期を、一方的に消費税率引上げ以後に延期し、消費税率引上げ前と同一の対価で納入させること

(3) 不当返品（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

ア 消費税率引上げ前に仕入れた商品を消費税率引上げ以後の課税仕入れ分として税額控除の対象とするため返品し、消費税率引上げ以後、再度、消費税率引上げ前と同一の対価で納入させること

イ 消費税率引上げにより販売実績が販売予測を下回ったため売れ残った商品を返品すること

(4) 支払遅延（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、既に決定済みの支払期日を守らず、支払を遅延すること

(5) 協賛金等の負担の要請等（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）

ア 対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の提供を強要すること

イ 消費税率引上げに伴い、取引の受発注に係るシステムを変更する際に、取引の相手方に対し、そのシステム変更に係る費用の全部又は一部の負担を強要すること

- ウ 取引の相手方に対し、対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、値札付け、値札の作成などの事務の実施、又は事務に係る費用の全部又は一部の負担を強要すること
- (6) 購入・利用強制（独占禁止法第2条第9項第5号イ）  
 対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に当該取引に係る商品以外の商品の購入を強要すること
- (7) その他の取引条件の設定・変更等（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）  
 ア 取引の相手方に対し、対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方の不利益となるよう支払条件、運送条件、納入条件などの取引条件を変更し、又は設定すること  
 イ 取引の相手方に対し、対価を消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、消費税率引上げ分の全部又は一部に見合った分の増量を強要すること
- (8) 取引拒絶（独占禁止法第2条第9項第5号ハ、不正な取引方法（注）第2項）  
 取引の相手方に対し、消費税率引上げ前の対価で引き続き納入することと合意しないこと、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為に参加していることなどを理由にして、将来の取引を拒絶すること又は取引数量を減らすこと
- (9) 差別対価、差別的取扱い（独占禁止法第2条第9項第2号、同項第5号ハ、不正な取引方法（注）第3項、第4項）  
 消費税率引上げ分を転嫁して取引した相手方、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為に参加した取引の相手方、簡易課税事業者になってほしいとの要請を拒否した取引の相手方などに対し、価格、リベート、支払条件（支払時期等）、運送条件、納入などに関する取引条件又はその実施について、他の取引の相手方に比べ差別的な取扱いをすること  
 （注）「不正な取引方法」とは「不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）」をいう。
- 3 消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法との関係  
 消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法のいずれにも違反する行為につ

いては、消費税転嫁対策特別措置法を優先して適用し、同法第7条の規定により、特定事業者が同法の勧告に従った場合、その勧告に係る違反行為と同一の行為について、重ねて独占禁止法第20条の規定（排除措置命令）及び同法第20条の6の規定（課徴金納付命令）を適用することはない。

他方、特定事業者が消費税転嫁対策特別措置法の勧告に従わない場合で、独占禁止法に違反する行為については、同法に基づき厳正に対処する。

また、消費税転嫁対策特別措置法による転嫁拒否等の行為の規制から逃れる目的で、同法が適用される取引関係から適用されない取引関係へと殊更に取引関係を変更する場合には、変更後の取引関係において独占禁止法に違反する行為が行われている場合は、同法に基づき厳正に対処することとする。

第3 消費税税率引上げに伴う下請法上の考え方

消費税税率引上げに伴い、下請取引における消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、転嫁拒否等の行為について、消費税転嫁対策特別措置法により迅速かつ効果的に対応することとともに、同法による規制の対象とならない場合でも、親事業者が、下請法に違反して消費税率引上げ分の負担を下請事業者に不当にしわ寄せをすることがないよう、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処する必要がある。このため、どのような行為が消費税率引上げに際し、下請法上問題となるのか、具体的な事例を示すことで、消費税率引上げに伴う下請取引の適正化を図ることとする。

なお、下請法の運用に関する基本的な考え方は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)で示しているとおりである。

1 下請代金の額について

下請代金とは、下請法第2条第10項で規定しているとおり、親事業者が製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託(以下「製造委託等」という。)をした場合に下請事業者の給付(役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。)に対し支払うべき代金であり、消費税を含めた額である。

2 下請法に違反する親事業者の行為

消費税率引上げの際に、親事業者が下請事業者に対して、例えば次のような行為を行う場合は、下請法に違反する。

消費税率引上げの際に行われる減額(下請法第4条第1項第3号)、買いたたき(下請法第4条第1項第5号)、購入・利用強制及び不当な経済上の利益提供要請(下請法第4条第1項第6号、下請法第4条第2項第3号)は、消費税転嫁対策特別措置法第3条の規制の対象となるため、以下では、これら以外の行為類型を示すこととする。

(1) 受領拒否(下請法第4条第1項第1号)

ア 消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前であった納期を消費税率引上げ以後に変更すること

イ 親事業者が供給する商品又は役務の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉がまともなことを理由に、下請事業者に対して、納期を延期し、又は発注を取り消すこと

(2) 下請代金の支払遅延(下請法第4条第1項第2号)

ア 消費税率引上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前に納入されたものを消費税率引上げ以後に納入されたものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うこと

イ 消費税率引上げ前に納入されたものを帳簿上返品し、消費税率引上げ以後再度納入があったものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うこと

(3) 不当返品(下請法第4条第1項第4号)

ア 消費税率引上げ前に納入された在庫分を消費税率引上げ以後に引き取るとの約束を付して返品すること

イ 自己の取引先との間で消費税率引上げ以後の単価交渉が難航し、取引先への納入が順調でないとして返品すること

(4) 割引困難な手形の交付(下請法第4条第2項第2号)

下請代金の額について、消費税率引上げ分引き上げることを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること

(5) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(下請法第4条第2項第4号)

ア 販売時期の延期により、消費税率引上げ後の販売となったことに伴い、下請事業者が添付して納品した製品の値札を無償で差し替えさせること

イ 消費税率引上げ等により、製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消すこと

3 消費税転嫁対策特別措置法と下請法との関係

消費税転嫁対策特別措置法と下請法のいずれにも違反する行為については、消費税転嫁対策特別措置法を優先して適用し、特定事業者が同法第6条に基づく勧告に従った場合、当該勧告の対象となる行為に対して、下請法第7条に基づく勧告を重ねて行うことはない。

消費税転嫁対策特別措置法の対象とはならない一方で下請法に違反する前記2のような行為が行われている場合は、同法に基づき迅速かつ的確に対処することとする。

第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係  
第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方  
1 概要  
(1) 消費税転嫁対策特別措置法第12条の規定により、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を独占禁止法に違反することなく行うことができる（転嫁の方法の決定に係る共同行為の場合は、一定の要件を満たす必要がある。）。  
当該共同行為には、消費税法上の課税事業者、簡易課税事業者及び免税事業者のいずれも参加することができる。また、内国事業者又は外国事業者のいずれでもあるかも問わない。

(2) 共同行為を行うに当たっては、「消費税の転嫁の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」（平成25年公正取引委員会規則第4号）で定めるところにより、事前に公正取引委員会に対しその共同行為の内容等を届け出る必要がある。  
なお、共同行為に参加した事業者間で、共同行為の実効を担保するために必要な合理的範囲内の制裁を課すことを併せて決定することができるが、その場合には、これを共同行為に付随する内容として届け出る必要がある。

(3) 共同行為が認められる期間については、平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間に行う共同行為に限られる。このため、前記の条件のいずれかを満たさない取引に係る共同行為の届出は認められない。

(4) 共同行為を行うかどうか又はこれに参加するかどうかは個別の事業者及び事業者団体の自主的判断に委ねられており、消費税転嫁対策特別措置法により共同行為の実施や参加を義務付けるものではない。

2 「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為

(1) 「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為は、市場における価格形成力が弱い中小事業者に特に配慮して認められたものであるため、当該共同行為を実施できるのは、次の要件を備えた事業者又は事業者団体

に限られる。  
(注)「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする事業者の集まりをいい、具体的には、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇工業会、〇〇商店会といった業界団体や地域団体が事業者団体に該当する。

ア 共同行為が複数の事業者の間で行われる場合には、参加事業者の3分の2以上が中小事業者（注）であること

(注) 中小事業者の定義（消費税転嫁対策特別措置法第2条第3項）

| 業 種                 | 従業員規模・資本金規模    |
|---------------------|----------------|
| 製造業等                | 300人以下又は3億円以下  |
| 卸売業                 | 100人以下又は1億円以下  |
| サービス業               | 100人以下又は5千万円以下 |
| 小売業                 | 50人以下又は5千万円以下  |
| （政令による特例）           |                |
| ①ゴム製品製造業            | 900人以下又は3億円以下  |
| ②ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 300人以下又は3億円以下  |
| ③旅館業                | 200人以下又は5千万円以下 |

イ 共同行為が事業者団体で行われる場合には、構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること。また、事業者団体の連合会で行われる場合には、傘下の事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であること

ウ 事業者と事業者団体が共同して行う場合、事業者団体同士が共同して行う場合には、それぞれが前記ア及びイの要件を満たしていること

(2) 「消費税の転嫁の方法の決定」として行うことができる行為とは、例えば、次のような行為が該当する。

ア 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

イ 消費税率引上げ後に発売する新製品について、各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

ウ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

(例1) 本体価格98円×8パーセント＝消費税額7.84円→8円

(例2) 本体価格93円×8パーセント＝消費税額7.44円→7円

(3) 「消費税の転嫁の方法の決定」として認められない行為としては、例えば、次のような行為が該当する。

ア 「消費税の転嫁の方法の決定」に該当しないもの

(7) 消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定

(イ) 消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定

(例1) 全商品を消費税率引上げ前の税込価格から7パーセント引き上げる旨の決定

(例2) 消費税率引上げ前の税込価格から、A商品は7パーセント、B商品は5パーセントを上乗せし、C商品は据え置く旨の決定

(例3) 個別商品ごとの消費税額に関係なく、全商品を一律〇〇円引き上げる旨の決定

(ウ) 消費税の全部又は一部の転嫁をしないことの決定

(エ) 合理的な範囲（注）を超える不当な端数処理を行う旨の決定  
(注) 合理的な範囲については、前記(2)ウ参照

(オ) 簡易課税方式を選択する（又は選択しない）旨の決定

イ 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるとき

(例) 消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せする旨の共同行為を通じて消費税率引上げ分を上乗せした後の対価を不当に維持したり、消費税率引上げ分以上に対価を不当に引き上げたりすること

ウ 事業者が不正な取引方法を用いるとき又は事業者団体が構成事業

- 者に不公正な取引方法に該当する行為をさせようにするとき
- (例 1) 事業者団体が、共同行為に参加しない構成事業者に対して、それを理由に制裁を課すことにより当該構成事業者の事業活動を困難にさせること
- (例 2) 共同行為に参加した事業者間で、当該共同行為に違反した事業者に対して、必要な合理的範囲を超えた制裁（事業者団体からの除名、除名と同様の効果を有する高額な過怠金等）を課すことにより、当該事業者の事業活動を困難にさせること
- (例 3) 共同行為の参加事業者が、共同して、取引先に対して共同行為に参加していない事業者との取引を拒絶するように仕向けること
- (4) 今回の共同行為の対象は「事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務」について、すなわち、販売についてのものであり、購入についての共同行為は対象とはならない。
- 3 「消費税についての表示の方法の決定」に係る共同行為
- (1) 「消費税についての表示の方法の決定」に係る共同行為は、全ての事業者や事業者団体に認められる。
- (2) 「消費税についての表示の方法の決定」として行うことができる行為とは、例えば、次のような行為が該当する。
- ア 消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定
- (7) 税込価格を表示する場合
- (例 1) 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示すること
- (例 2) 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示すること
- (1) 税込価格を表示しない場合（消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項の要件を満たす場合に限る。）
- (例 1) 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「＋税」と表示する旨の決定
- (例 2) 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定
- (例 3) 個々の値札は税率引上げ前のままとし、商品棚などの消

- 費者に見やすい場所に、「消費税は新税率で計算した額を別途いただきます」などと表示する旨の決定
- イ 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
- ウ 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定
- (注) 特定事業者たる取引の相手方が税抜価格での価格交渉を拒否する場合、転嫁拒否等の行為として違法となる（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 3 号）。
- (3) 「消費税についての表示の方法の決定」として認められない行為としては、例えば、次のような行為が該当する。
- ア 「消費税についての表示の方法の決定」に該当しないもの
- 形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁の方法の取決めが含まれている場合には、「消費税の転嫁の方法の決定」についての届出が必要となる。
- (例) 消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乗せした結果、計算上生じる端数を切り上げにより処理して税込価格を表示する旨の決定
- イ 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し又は引き上げることとなるとき
- ウ 事業者が不公正な取引方法を用いるとき又は事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせようにするとき

第2 消費税率引上げに伴う転嫁及び表示に係る事業者団体等の行為についての  
独占禁止法上の考え方

1 原則として問題とならない行為

消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する次のような行為は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく届出によらずとも、原則として独占禁止法上問題とならない。ただし、このような活動を通じて、価格の維持、引上げ等について暗黙の了解又は共通の意思が形成されれば問題となる。

(1) 法令を遵守する旨の宣言

事業者又は事業者団体が、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を行う」旨宣言することを決定することは、法令を守るという趣旨にとどまる限り問題とならない。

また、事業者又は事業者団体が、「消費税の転嫁を受け入れる」あるいは「消費税率引上げに際して、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている転嫁拒否等の行為や、独占禁止法で禁止されている不当な買いたたき等は行わないようにする」旨宣言することを決定することは、法令を守るという趣旨にとどまる限り問題とならない。

(2) 消費税の転嫁についての理解を求める要望等

事業者団体が、構成事業者の取引先事業者団体等に対し、消費税の円滑な転嫁の受入れについて一般的な理解を求める要望を行うことや、構成事業者に対して、それぞれの店頭で、「今回消費税率が引き上げられることとなったので、その負担についてお願いします」など消費税の転嫁についての理解を求める揭示を行うよう要請することは問題とならない。

(3) 消費税の表示に関する自主的な基準の設定

事業者又は事業者団体が、消費税に関する表示について単にひな型を示すなど自主的な基準を設定することは、構成事業者等とその遵守を強制しないものである限り問題とならない。

(4) 客観的資料・情報の提供等

事業者団体が、構成事業者に対して、消費税に関する客観的な資料や一般的な情報を提供したり、制度の仕組みを説明したり、関係官庁からの協力依頼の内容の通知を行うことは問題とならない。

(5) 過去の事実に関する情報の収集・提供

事業者団体が、需要者、構成事業者等に対して、消費税導入時又は平

成9年の引上げ時において構成事業者が採用した転嫁又は表示の方法や、消費税率引上げ後に実際に取引された価格に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理を行い、個々の構成事業者の転嫁状況を明示することなく、概括的に需要者を含めて提供すること（事業者間に価格についての共通の目安を与えることのないようなものに限る。）は問題とならない。

(6) 中小企業者に対する指導

主として中小企業者を構成員とする事業者団体が、構成事業者に対して、消費税率引上げに伴って生じる原価計算の方法等企業経営上の諸問題について、合同で又は求めに応じて個別に指導することは問題とならない。

(7) 取引先等への一般的な業界の実情の説明等

事業者団体が、構成事業者の取引先等に対して、消費税の転嫁についての一般的な業界の実情を説明し、理解を要請することは問題とならない。

(8) 消費税率引上げの客観的な影響に関する広報

事業者団体が、構成事業者に対して、消費税率引上げが業界に及ぼす客観的な影響についての広報を行うことは問題とならない。

2 独占禁止法上問題となる行為

独占禁止法上問題となる事業者団体等の行為については、第2部第1に記載のとおりである。また、前記のような行為等が手段・方法となつて、便乗値上げカルテル等の競争制限的行為が行われた場合には、独占禁止法に基づき蔽正に対処する。

消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方

|         |             |
|---------|-------------|
|         | 平成25年9月10日  |
| 一部改定    | 平成27年4月1日   |
| 一部改定    | 平成28年4月1日   |
| 一部改定    | 平成28年11月28日 |
| 消 費 者 庁 |             |

第1 はじめに

1 法律の概要等

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「本法」という。）は、平成26年4月1日及び平成31年10月1日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置について定めている。

このうち、本法第8条（以下「本条」という。）は、以下のとおり消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示に係る事業者の遵守事項を定めている。

（事業者の遵守事項）

第8条 事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。

- 一 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- 二 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減する旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- 三 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって前号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（注1）（注2）

（注1）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第8条第3号の規定による消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示に関する内閣府令

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第8条第3号に規定する内閣府令で定める表示は、消費税に関連して取引の相手方に次に掲げる経済上の利益を提供する旨の表示であって同条第2号に掲げる表示に準ずるものとする。

- 一 物品並びに土地及び建物その他の工作物
- 二 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商

品券その他の有価証券

- 三 供応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）
- 四 便益、労務その他の役務

（注2）いわゆる「ポイントサービス」（購入額に一定率を乗じる等して算出された「ポイント」を次回購入時の支払に充てること等ができるサービスという。）は本条第3号の「経済上の利益」に当たり、内閣府令では第4号の「便益、労務その他の役務」に含まれる。

2 本条の趣旨

消費税は、最終的には消費者が負担し事業者が納付するものである。

本条は、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながるようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止するものである。

なお、本条は、あくまで消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものであり、事業者の企業努力による価格設定自体を制限するものではない。また、本条に該当しない安売り、特売、セール等の宣伝や広告を禁止するものではない。

3 本考え方の目的

本考え方は、本条で禁止される表示についての基本的な考え方及び禁止される具体的な表示例等を明らかにすることにより、法運用の透明性を確保するとともに、事業者の予見可能性を高めることを目的とするものである。

第2 本条に係る基本的な考え方

1 本条の適用対象となる者

本条の適用対象となる「事業者」については、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）における「事業者」と同様であり、消費税の課税事業者に限られない。

2 本条における「表示」

本条における「表示」については、景品表示法における「表示」と同様、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が対象となる（注3）。

なお、本条が予定する典型的な場面は、小売事業者による消費者向けの表示であるが、必ずしもそれに限られるものではなく、事業者間取引における表示（例えば、事業者向けのカタログやパンフレットの記載等）であつても、本条の対象となる。

（注3） 不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表

- 示を指定する件（昭和37年6月30日公正取引委員会告示第3号）
- 第1項（略）
- 第2項 法第2条第4項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
  - 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
  - 三 ポスター、看板（ブラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
  - 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
  - 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

3 禁止される表示に関する基本的な考え方

本条は、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものであり、「消費税は転嫁しません」、「消費税率上昇分値引きします」、「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等の表示は禁止されることになる（注4）。

なお、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しない（注5）。

（注4）「消費税」といった文言を含む表現であっても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告でなければ、本条で禁止されることはない。

例えば、「毎月20日は全品5%割引セール（なお、4月1日から消費税率が8%になります。）」との表示自体では直ちに禁止されるものではない。

（注5）例えば、「消費税」といった文言を含まない表現であっても、「増税分3%値下げ」、「税率引上げ対策、8%還元セール」など、「増税」又は「税」といった文言を用いて実質的に消費税分を値引きする等の趣旨の宣伝や広告を行うことは、通常、本条で禁止される表示に該当する。

第3 禁止される具体的な表示例等

1 禁止される具体的な表示例

次のような表示は、いずれも、消費税分を値引きする等の宣伝や広告として、本条で禁止される（注6）。

（注6）本条で禁止される表示に該当するか否かは、事業者が行う宣伝や広告の表示全体から判断されることとなる。例えば、チラシに大きく「3%値引き」と記載するとともに、同一のチラシに相対的に小さく「消費税率が引き上げられますが、当店は引上げ分の値引きで皆様を応援します。」と記載していれば、消費税分を値引きする等の表示として本条で禁止される。

- (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示（第1号）
- ア 「消費税は転嫁しません。」
  - イ 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
  - ウ 「消費税を転嫁してないので、価格が安くなっています。」
  - エ 「消費税はいただきません。」
  - オ 「消費税は当店が負担しています。」
  - カ 「消費税はおまけします。」
  - キ 「消費税はサービス。」
  - ク 「消費税還元」、「消費税還元セール」
  - ケ 「当店は消費税増税分を据え置いています。」
- (2) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であつて消費税との関連を明示しているもの（第2号）
- ア 「消費税率上昇分値引きします。」
  - イ 「消費税8%還元セール」
  - ウ 「増税分は勉強させていただきます。」
  - エ 「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」
- (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であつて第2号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（第3号）
- ア 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
  - イ 「消費税相当分の商品券を提供します。」
  - ウ 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
  - エ 「消費税増税分を後でキャッシュバックします。」

2 禁止されない表示の具体例

次のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味するところが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の宣伝や広告には該当せず、本条で禁止される表示には当たらない。

(1) 消費税との関連がはつきりしない「春の生活応援セール」、「新生活応援セール」

(2) たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」、「3%還元」、「3%ポイント還元」

(3) たまたま消費税率と一致するだけの「10%値下げ」、「8%還元セール」、「8%ポイント進呈」

以上

(参考) 消費税率の引上げに伴う表示に関する景品表示法の考え方

1 はじめに

前記のとおり、本条は、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止するものである。

他方、本法では、本条の規定に違反する行為について、勧告に従ったときに限り、当該勧告に係る行為を景品表示法上の措置命令の適用除外としているとする(本法第9条)において読み替えて準用する本法第7条)、勧告に従わなかった場合には、当該違反行為について、景品表示法の手続に移行する可能性がある。

景品表示法の観点から、消費税率の引上げに伴う表示についての基本的な考え方が禁止される具体的な表示例等は以下のとおりである。

2 基本的な考え方

消費税に関連して、販売価格又は料金の額(以下「販売価格等」という。)、当該販売価格等が適用される商品又は役務の範囲、当該販売価格等が適用される顧客の条件等について事実と反する表示を行うことは、一般消費者に当該事業者の販売価格等が実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく有利であるとの誤認を生じさせ、景品表示法第5条第2号が禁止する不当表示(有利誤認)に該当するおそれがある(注7)。

(注7) 景品表示法

第5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 (略)

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 (略)

3 禁止される表示例

次のような表示は、景品表示法上問題となるおそれがある。

- (1) 消費税率引上げ前の相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格にもかかわらず、当該価格で消費税率引上げ以降も販売しているかのような「価格据え置き」等の表示(注8)
- (2) 消費税率の引上げに際して、商品の内容量を減らしているなど、当該商品の販売価格に影響する要素が同一ではないにもかかわらず、その旨を明確に示さずに行う「価格据え置き」等の表示(注8)

(3) 実際には、その小売事業者が過去の販売価格等より消費税率の引上げ幅又は消費税率と一致する率の値引きをしていないにもかかわらず、これらの率を値引きしているかのような「3%値引き」、「8%値引き」等の表示(注8)

(4) 二重価格表示(自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格(以下「比較対照価格」という。)を併記して表示することをいう。)を行う場合に、税抜きの販売価格等の比較対照価格として、税込みのメーカー希望小売価格等を用いる表示

(5) 消費税率の引上げに際して、事業者の販売価格等について、実際には消費税率の引上げ分相当額を超えて値上げしたにもかかわらず、消費税率の引上げ分相当額しか値上げしていないかのような表示

(6) 非課税の商品又は役務は、土地、有価証券などごく限られているのに、それ以外の商品又は役務について、消費税が課税されていないかの表示  
(7) 免税事業者でないにもかかわらず、免税事業者であるかのような表示、又は免税事業者と取引していないにもかかわらず、免税事業者と取引しているかのような表示

(注8) 「価格据え置き」など過去の販売価格等のままで販売しているかのような表示や「3%値引き」など過去の販売価格等から一定率値引きしているかのような表示について、一般消費者は、通常、同一の商品が当該価格で当該表示が行われている前の相当期間販売されていたと認識するものと考えられる。したがって、消費税率引上げ直前に値上げを行った場合の値上げ後の価格や内容量を減らす前の価格など、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を前提に消費税率引上げ以降「価格据え置き」や「3%値引き」等の表示を行う場合は、一般消費者に消費税率引上げ以降における販売価格が、同一の商品が消費税率引上げ前の最近相当期間にわたって販売されていた価格と同じ価格である又はその価格から表示された率が値引きされているとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある(同一ではない商品の価格を比較対照価格に用いて表示を行う場合の考え方は、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(平成12年6月30日公正取引委員会)第4の1(1)を参照。また、最近相当期間にわたって販売されていた価格についての考え方は、同考え方第4の2(1)ア(イ)及び(ウ)を参照。具体的記載は別添を参照。)

不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年6月30日公正取引委員会）

第1～3（略）

第4 二重価格表示についての基本的考え方

1 二重価格表示は、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示するものであり、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択と事業者間の価格競争の促進に資する面がある。

しかし、次のように、二重価格表示において、販売価格の安さを強調するために用いられた比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

(1) 同一ではない商品の価格を比較対照価格に用いて表示を行う場合  
ア 同一ではない商品の価格との二重価格表示が行われる場合には、販売価格と比較対照価格との価格差については、商品の品質等の違いも反映されているため、二重価格表示で示された価格差のみをもつて販売価格の安さを評価することが難しく、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

なお、同一ではない商品との二重価格表示であっても、一の事業者が実際に販売している二つの異なる商品について現在の販売価格を比較することは、通常、景品表示法上問題となるものではない。

イ 商品の同一性は、銘柄、品質、規格等からみて同一とみられるか否かにより判断される。

なお、衣料品等のように色やサイズの違いがあっても同一の価格で販売されるような商品については、同一の商品に該当すると考えられる。

また、ある一つの商品の新品と中古品、汚れ物、キズ物、旧型又は旧式の物（以下「中古品等」という。）とは、同一の商品とは考えられない。

野菜、鮮魚等の生鮮食料品については、一般的には、商品の同一性を判断することが難しいと考えられる。このため、生鮮食料品を対象とする二重価格表示については、後記2の(1)ウで記述するタイムサービスのように商品の同一性が明らかな場合や、一般消費者が商品の同一性を判断することが可能な場合を除き、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

(2)（略）

2 過去の販売価格等を比較対照価格とする二重価格表示について

(1) 基本的考え方

ア 過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示

(7)（略）

(4) 「最近相当期間にわたって販売されていた価格」についての考え方

a 「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価することとなる。

b また、「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。

他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられないものである。

(7) 「最近相当期間にわたって販売されていた価格」か否かの判断基準

比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となつてゐる商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事実ごとに検討されることとなるが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点からさかのぼる8週間について検討されるものとするが、当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には、当該期間について検討されるものとする。）において、当該価格で販売されていた期間が当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいものと考えられる。ただし、前記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合には、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないものと考えられる。

（以下略）

総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する  
考え方

平成 25 年 9 月 10 日 財 務 省  
改正：平成 27 年 4 月 1 日  
改正：平成 28 年 11 月 28 日

第 1 はじめに

1 総額表示義務に関する特例の趣旨及び概要

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「本法」という。）第  
10 条第 1 項は、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な  
転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、  
本法の施行日（平成 25 年 10 月 1 日）から、本法が失効する平成 33 年 3 月 31 日  
までの間、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 63 条に規定する総額表示義務  
の特例として、税込価格を表示することを要しないものとしているが、消費者の  
利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表  
示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（以下「誤認防止措置」  
という。）を講じることを求めている。

また、本法第 10 条第 2 項は、消費者の利便性に配慮する観点から、平成 33 年  
3 月 31 日までの間であっても、本特例により税込価格を表示しない事業者は、で  
きるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定してい  
る。

（総額表示義務に関する消費税法の特例）

第 10 条 事業者（消費者税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 63 条に規定する事業者を  
いう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示  
する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の  
ため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。  
以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに  
限り、同法第 63 条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

2 前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価  
格を表示するよう努めなければならない。

3 （省略）

消費税法

（価格の表示）

第 63 条 事業者（第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される  
事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第 7 条第 1 項、第 8  
条第 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下  
この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場  
合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を  
表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相  
当する額を含めた価格を表示しなければならない。

2 本考え方の目的

本考え方は、総額表示義務の特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措  
置の考え方や比列を示すことにより、法解釈の明確化を図ることを通じ、事業者  
の予見可能性を確保するとともに、消費者が商品等の選択を行う際の価格表示に  
関する誤認を防止することを目的とするものである。

第 2 基本的な考え方

1 誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、実際に認識で  
きる方法で行う必要がある。

このため、次のような場合には、誤認防止措置が講じられていることにはならな  
い。

(1) 誤認防止のための表示が、例えば商品等の代金決済を行う段階までなされて  
おらず、消費者が商品等を選択する際には、表示価格が税込価格でないことを  
認識できない場合

（注）例えば、誤認防止のための表示が、

ア 店内のレジ周辺だけで行われている

イ 商品カタログの申込用紙だけに記載されている

ウ インターネットのウェブページにおける決済画面だけに記載され  
ている

ことなどにより、消費者が商品を選択する際に認識できない形で行われて  
いる場合がこの場合に該当する。

(2) 誤認防止のための表示が、一般消費者にとって見づらいものであるなど、明  
瞭になされていない場合

（注 1）表示が明瞭になされているか否かについての考え方は、「総額表示義務  
に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除  
外についての考え方」（平成 25 年 9 月 10 日消費者庁）の「第 2 税込価  
格が明瞭に表示されているか否かの考え方」と基本的に同様である。

（注 2）誤認防止措置としての表示は、当該表示が主に対象としている消費者

にとつて明瞭に認識できるよう行う必要がある。例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からでも明瞭に認識できるような表示とする必要がある。

- 2 値札の貼り替え等を行う移行期間等において、店内等の一部の商品等について税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示を行わざるを得ない場合には、店内等のどの商品等の価格が税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示になっているのかを明らかにする必要がある。

(注) 例えば、次のような方法が考えられる。

- (1) 個々の値札において税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法
- (2) 値札の色によって区分する方法
- (3) 商品棚等に税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法

第3 税抜価格のみを表示する場合の誤認防止措置

- 1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を税抜価格のみで表示する場合、例えば次のような表示が誤認防止措置に該当する。

- (1) 〇〇〇円 (税抜き)
- (2) 〇〇〇円 (税抜価格)
- (3) 〇〇〇円 (税別)
- (4) 〇〇〇円 (税別価格)
- (5) 〇〇〇円 (本体)
- (6) 〇〇〇円 (本体価格)
- (7) 〇〇〇円＋税
- (8) 〇〇〇円＋消費税

- 2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等において税抜価格を明示することが困難である場合、例えば次のような表示も誤認防止措置に該当する。

なお、店内等の一部の商品等について税抜価格のみの表示を行う場合には、第2の2の考え方により、どの商品等の価格が税抜価格のみの表示となっているの

かを明らかにする必要がある。

- (1) 店内における表示の例

個々の値札等においては「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜表示となっています。」といった掲示を行う。

- (2) チラシ、商品カタログ、インターネットのウェブページ等における表示の例
- チラシ、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、個別の商品価格の部分には「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「本チラシ（本カタログ、本ウェブページ等）の価格は全て税抜表示となっています。」といった表示を行う。

第4 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合の誤認防止措置

消費税法第63条に規定する総額表示義務は、その時点で適用される税率に基づく税込価格を表示することを求めるものであるが、消費税率引上げの前後においては、値札の貼替えが間に合わない等の事情により、新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合や、前もって値札の貼替えが行われることにより、新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合も生じ得るところであり、これらの場合も本特例の対象となり得る。

このような場合における誤認防止措置としては、例えば以下のような表示が該当する。

なお、店内等の一部の商品等についてのみ旧税率又は新税率の表示を行う場合には、第2の2の考え方により、どの商品等の価格が旧税率又は新税率の表示となっているのかを明らかにする必要がある。

- 1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合

個々の値札等においては「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「旧税率（5％）に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率（8％）に基づき精算させていただきます。」といった掲示を行う。

- 2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合

個々の値札等においては「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、当該商品の置かれている棚等の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「既に新税率（8％）に基づく税込価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて5％の税率により精算させていただきます。」といった掲示を行う。

総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方

|      |                   |
|------|-------------------|
|      | 平成 25 年 9 月 10 日  |
| 一部改定 | 平成 27 年 4 月 1 日   |
| 一部改定 | 平成 28 年 4 月 1 日   |
| 一部改定 | 平成 28 年 11 月 28 日 |
| 消費者庁 |                   |

第 1 はじめに

1 法律の概要等

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「本法」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日及び平成 31 年 10 月 1 日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置について定めている。

本法第 10 条は、消費税法第 63 条が定める総額表示義務の特例を規定しているところ、本法第 10 条第 3 項は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格（以下「税抜価格」という。）又は消費税の額を併記する旨を定めている。

また、本法第 11 条（以下「本条」という。）は、本法第 10 条第 3 項が定める場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜価格の表示につき、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定を適用しない旨を定めている。

（総額表示義務に関する消費税法の特例）

第 10 条 事業者（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 63 条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないうための措置を講じているときに限り、同法第 63 条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

2 前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

3 事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする。

（不当景品類及び不当表示防止法の適用除外）

第 11 条 前条第 3 項の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 5 条の規定は、適用しない。

2 本条の趣旨

本法第 10 条第 3 項の規定に従って税込価格と税抜価格を併記する場合、その表示方法によっては、当該表示価格が税込価格でないにもかかわらず税込価格であると一般消費者に誤認を与え、景品表示法第 5 条により禁止される表示（価格についての表示であることから、具体的には、同条第 2 号（有利誤認）に該当する可能性がある（注 1）。

一方、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、景品表示法第 5 条の適用が除外される旨を確認的に規定したものである。

（注 1）景品表示法

（不当な表示の禁止）

第 5 条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 （略）

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 （略）

第2 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方

前記第1の2のとおり、税込価格と税抜価格を併記する場合において、景品表示法で禁止される表示に該当するのは、表示されている税抜価格を税込価格であると一般消費者が誤認する場合である。したがって、税抜価格に併せて税抜価格を表示する場合に、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されれば、税込価格が明瞭に表示されているといえる。

また、この判断に当たっては、基本的に以下の要素が総合的に勘案される（注2）。

- 1 税込価格表示の文字の大きさ  
税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格表示を見落としてしまう可能性があるか否か。
- 2 文字間余白、行間余白  
余白の大きさ、一定幅当たりの文字数等から、税込価格が一般消費者にとって見づらくないか否か。
- 3 背景の色との対照性  
例えば、明るい水色、オレンジ色、黄色の背景に、白色の文字で税込価格を表示するといったように分かりにくい色の組合せになっていないか否か。  
背景の色と税込価格の表示の文字の色とは、対照的な色の組合せとすることが望ましい。また、背景の色と税込価格の表示の文字の色との対照性が必ずしも十分ではない場合には、税込価格の表示に下線を引くことなどによって、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示する必要がある。

（注2）このほか、例えば、一般消費者が手に取って見るような表示物なのか、鉄道の駅構内のポスター、限られた時間のテレビコマercial等、一般消費者が離れた場所から目にしたり、短時間しか目にすることができないような表示物なのかなど、表示媒体ごとの特徴も、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たって勘案される場合がある。

また、例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からも明瞭に認識でき

るような表示とすることがある。  
なお、消費税総額表示制度の導入後に、ガソリンスタンドにおいてガソリンの販売価格をサインポール又は看板に表示するに当たり、税抜価格を記載したことが景品表示法に違反するおそれがあるとして警告が行われた事例がある（平成17年12月27日公正取引委員会警告）。

第3 具体例

1 明瞭に表示されているといえる例

|                              |
|------------------------------|
| 9, 8 0 0 円 (税込 1 0, 5 8 4 円) |
| 9, 8 0 0 円 (税込 1 0, 5 8 4 円) |
| 9, 8 0 0 円 (税込 1 0, 5 8 4 円) |
| 9, 8 0 0 円 (税込 1 0, 5 8 4 円) |

2 明瞭に表示されていない例

(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある例

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 9, 8 0 0 円<br><small>(税込 1 0, 5 8 4 円)</small> |
|------------------------------------------------|

(2) 文字間余白、行間余白に問題がある例（一定幅当たりの文字数に問題がある場合）

|                          |
|--------------------------|
| 9, 8 0 0 円 (税込 10, 584円) |
|--------------------------|

(3) 背景の色との対照性に問題がある例

9,800円 (税込10,584円)

以上

